

Jリーグクラブライセンス交付規則

**運用細則**



# 1. 総則

## 1-1 [目的]

本運用細則は、Jリーグクラブライセンス交付規則（以下「交付規則」という）第5条の定めに基づき、Jライセンスの審査基準、審査手続および申請フローについて定めるものである。

## 1-2 [定義]

本運用細則において用いられているものの別段定義されていない各用語は、文脈上明らかに別異に解することが要求される場合を除き、交付規則に定める意味を有するものとする。

## 1-3 [遵守義務]

- (1) Jリーグ、C L A、F I B、A B、ライセンス申請者およびライセンシーならびにその役職員およびその他の関係者は、本運用細則を遵守する義務を負う。
- (2) ライセンス申請者およびライセンシーは、Jライセンスの申請または取消しに関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の事実を述べてはならない。
- (3) ライセンス申請者およびライセンシーは、Jライセンスの申請または取消しに関連する手続において、L M、C L A、ライセンス評価チーム、F I BおよびA Bによる調査または審査に誠実に協力しなければならない。

## 1-4 [提出方法および連絡方法]

- (1) 本運用細則に基づき、ライセンス申請者またはライセンシーがC L Aに対してライセンス申請書類その他の書類を提出する場合の方法は、原則として書留郵便、宅配便（追跡調査が可能なものに限る）または手交のいずれかによるものとする。
- (2) 本運用細則に基づき、L MおよびC L Aがライセンス申請者またはライセンシーに対して連絡を行う場合の方法は、原則として書留郵便、宅配便（追跡調査が可能なものに限る）、電子メール、F A X、または手交による文書の交付のいずれかによるものとする。

## 1-5 [期限]

本運用細則において定められた期限が営業日（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に基づき休日とされる日以外の日をいう）以外の日であるときは、期限は翌営業日に伸長されるものとする。

## 1-6 [立証責任／証拠方法]

- (1) ライセンス基準の充足に関する立証責任は、ライセンス申請者またはライセンシーが負う。
- (2) ライセンス基準の充足に関する証拠方法は、原則として文書とする。

## 2. 運用細則

### 2-1 [競技基準の運用細則]

交付規則第33条に定める競技基準に対する運用細則を下表のとおり定める。

基準番号	等級	項目と運用細則
S.01	A	<p>承認されたアカデミープログラム</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者が書式S-01「アカデミー申請書」をJリーグに提出する。なお、ライセンス申請者は、当該書式の提出によって、Jリーグのアカデミー認定の申請を兼ねる。</p> <p>(2) 提出期限は原則として6月30日とする。ただしライセンサーが別の提出期限を定めた場合は、その提出期限に従う。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類は期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遗漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>(1) Jリーグは、前条の審査に合格したライセンス申請者に対し、「アカデミー認定」を行うことにより、ライセンス申請者は基準S.01を満たすものとする。</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する場合は、基準S.01を満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類を期限までに提出せず、CLAからの提出指示に従わないとき</p> <p>② 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>③ 前条の審査に合格しなかったとき</p> <p>4. 本基準におけるその他の遵守事項および注意事項</p> <p>基準 S.01(1)⑧に定める「アカデミー選手のための医療面のサ</p>

		ポート」については、トップチーム選手に対するメディカルチェックと同じ内容のサポートを実施することが望ましい。
S. 02	A	<p>アカデミーチーム</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>提出書類と期限 基準S. 01と同じ提出書類、期限とする。</li> <li>審査 基準S. 01の審査に包含する。</li> <li>判定 基準S. 01の判定に包含する。</li> <li>本基準におけるその他の遵守事項および注意事項 A F C クラブライセンス交付規則における基準S. 02が定めるユースチームの分類と、交付規則S. 02において定めるアカデミーチームとの対照はそれぞれ以下のとおりとする。           <ol style="list-style-type: none"> <li>15歳から21歳までの年齢層を対象としたユースチーム：交付規則にいうU-18チーム</li> <li>10歳から14歳までの年齢層を対象としたユースチーム：交付規則にいうU-15チーム、U-12チーム</li> <li>10歳未満を対象としたチーム：交付規則にいうU-10チーム またはそれに代替するサッカースクールおよびクリニック</li> </ol> </li> </ol>
S. 03	A	<p>選手の医療面でのケア</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>提出書類と期限           <ol style="list-style-type: none"> <li>ライセンス申請者は、J 1・J 2リーグ戦試合実施要項第12条またはJ 3リーグ戦試合実施要項第12条の定めに基づく「Jリーグメディカルチェック報告書」につき、対象選手全員分をJリーグに提出する。</li> <li>前項に定める書式の提出日は、J 1・J 2リーグ戦試合実施要項第10条またはJ 3リーグ戦試合実施要項第12条に基づき、C L Aが別途定める。</li> </ol> </li> <li>審査 C L Aは、当該ライセンス申請者が、登録した選手全員分のJリーグメディカルチェック報告書を提出したか否かを確認する。</li> <li>判定           <ol style="list-style-type: none"> <li>ライセンス申請者が、登録選手全員分のJリーグメディカルチェック報告書を提出した場合は、基準S. 03を満たすものとする。</li> </ol> </li> </ol>

		<p>(2) 以下のいずれかに該当する場合は、基準S. 03を満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① Jリーグメディカルチェック報告書を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</li> <li>② 選手がメディカルチェックを受けていないにもかかわらず、受けたものとして虚偽のメディカルチェック報告書を提出した場合</li> </ul> <p>4. 基準S. 03におけるその他の遵守事項および注意事項</p> <p>メディカルチェックを受診していない選手は、Jリーグ規約第100条の定めに基づくJリーグへの登録を行うことができない。</p>
S. 04	A	<p>プロ選手との書面による契約</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、登録選手との選手契約書および当該契約書に付帯する覚書すべて（以下「契約関係書類」という）の写しを、登録選手全員分提出する。</p> <p>(2) 前項の書類の提出期日は、C L Aが別途定める。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 契約関係書類は期限までに選手全員分提出されたか</li> <li>② 契約関係書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</li> <li>③ 契約関係書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</li> <li>④ 契約関係書類に、基準S. 04に定める内容が盛り込まれているか</li> </ul> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準S. 04を満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 契約関係書類の内容が虚偽であったとき</li> <li>② 提出期限までに契約関係書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</li> <li>③ 契約関係書類が、基準S. 04の定める内容を満たしておらず、Jリーグからの度重なる注意にも従わなかったとき</li> </ul> <p>4. 基準S. 04に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) Jリーグ規約第92条に基づき、Jクラブは選手と締結したすべての契約書の写しをC L Aに提出しなければならない。</p>

		<p>(2) ライセンス申請者自らが選手契約書に付帯する覚書あるいはJFAおよびJリーグが統一書式として定めたものではない形式の選手契約書（いわゆる「非統一選手契約書」と呼ばれる契約書）を作成する場合は、交付規則に定める内容を当該書式に盛り込むよう、十分注意すること。</p>
S. 05	A	<p>レフェリングに関する事項と「競技規則」</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、Jリーグが主催し、JFA審判委員会が説明する、レフェリングおよびサッカー競技規則に関する「ルール講習会」に出席した者のリストを提出し、当該ライセンス申請者に所属する選手、監督、コーチ、強化責任者が出席したことを証明する。</p> <p>(2) 新人選手については、シーズン開幕前に実施される「Jリーグ新人研修会」で行われるルールテストに合格する。</p> <p>(3) 第1項に関しては、提出期限を6月30日とする。前項に関してはライセンス申請者からの提出物はない。</p> <p>2. 審査</p> <p>審査は以下の点について行われる。</p> <p>(1) 「ルール講習会」の出席者リストが期限までに提出されたかどうか</p> <p>(2) 「Jリーグ新人研修会」におけるルールテストの合否</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準S. 05を満たさないものとする。</p> <p>① 「ルール講習会」に出席した者のリストの内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに「ルール講習会」に出席した者のリストを提出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>③ 新人選手の中で、ルールテストに合格しなかった者がいるとき</p>
S. 06	C	<p>人種的平等の実践</p> <p>ライセンス申請者は、基準S. 06に該当する書類や資料等がある場合は、隨時CLAに提出できる。</p>

S. 07	C	<p>女子チーム</p> <p>ライセンス申請者は、基準 S. 07に該当する事例をまとめた書類や資料等がある場合は、隨時 C L A に提出できる。</p>
-------	---	---

## 2-2 [施設基準の運用細則]

交付規則第34条に定める施設基準に対する運用細則を下表のとおり定める。

基準番号	等級	項目と運用細則
I. 01	A	<p>公認スタジアム</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は以下の書類を提出する。</p> <p>① Jリーグ公式試合で使用するホームスタジアムおよびホームスタジアム扱いするスタジアムに関して、提出日から2年前以内に、施設所有者及びライセンス申請者が押印して作成された「ホームスタジアム確認書」（書式I-01-1）</p> <p>② 提出日から3か月前以内に作成された「ホームスタジアム検査表」（書式I-01-2）</p> <p>(2) 前項の書類の提出期限は、ともに6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類は期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遗漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>④ 提出書類の内容に基づき、審査対象となったスタジアムがJリーグ規約第29条第2項、同第4項、同第6項、第30条、第31条、第32条、第35条の要件を満たしているか。</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、基準I. 01を満たさないものとする。</p>

		<p>① 提出書類を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>② 提出書類の内容に虚偽があったとき</p> <p>③ 提出書類に基づく審査の結果、審査対象となったスタジアムがJリーグ規約に定める要件を満たさないため、Jリーグ公式戦を開催することができないとき。ただし、Jリーグ理事会の承認を得た場合は、この限りではない。</p> <p>4. 基準I.01に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>基準I.01の審査対象となったホームスタジアムがAFCチャンピオンズリーグの試合会場として使用できるか否かを決定する権限は、AFCが留保する。</p>
I.02	A	<p>スタジアムの認可</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準I.01に対する提出書類のほか、ライセンス申請者が作成したスタジアムの警備計画書を提出する。</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類は期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の精査および関係者等へのヒアリングにより、基準I.02に示す要件を満たしているとJリーグが十分に評価できるかどうか</p> <p>④ 提出書類の記載内容は虚偽でないか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、基準I.02を満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>② 提出書類の内容に虚偽があったとき</p> <p>③ 提出書類の精査および関係者等へのヒアリングの結果、基準I.02に示す要件を満たしていないことが明らかである場合</p>

I. 03	A	<p>スタジアム：入場可能数</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 提出書類と期限 基準 I. 01と同じ提出書類および期限とする。</li> <li>2. 審査 基準 I. 01の審査に包含する。</li> <li>3. 判定 基準 I. 01の判定に包含する。</li> </ol>
I. 04	A	<p>スタジアム：運営本部室および警察・消防司令室</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 提出書類と期限 基準 I. 01と同じ提出書類および期限とする。</li> <li>2. 審査 基準 I. 01の審査に包含する。</li> <li>3. 判定 基準 I. 01の判定に包含する。</li> </ol>
I. 05	A	<p>スタジアム：観客エリア</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 提出書類と期限 基準 I. 01と同じ提出書類、期限とする。</li> <li>2. 審査 基準 I. 01の審査に包含する。</li> <li>3. 判定 基準 I. 01の判定に包含する。</li> </ol>
I. 06	A	<p>スタジアム：医務室、救護室</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 提出書類と期限 基準 I. 01と同じ提出書類、期限とする。</li> <li>2. 審査 基準 I. 01の審査に包含する。</li> <li>3. 判定 基準 I. 01の判定に包含する。</li> </ol>
I. 07	A	<p>スタジアム：安全性</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 提出書類と期限 基準 I. 02と同じ提出書類、期限とする。</li> <li>2. 審査 基準 I. 02の審査に包含する。</li> </ol>

		<p>3. 判定</p> <p>基準I. 02の判定に包含する。</p>
I. 08	A	<p>スタジアム：承認された避難計画</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準I. 02と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>基準I. 02の審査に包含する。</p> <p>3. 判定</p> <p>基準I. 02の判定に包含する。</p>
I. 09	A・C	<p>トレーニング施設</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は以下の書類を提出する。</p> <p>①書式I-09-1</p> <p>②基準I. 09(2)の記載内容を満たすことを明らかにする資料または書式I-09-2</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>①提出書類は期限までに提出されたか</p> <p>②提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③提出書類の精査および関係者等へのヒアリングにより、基準I. 09に示す要件を満たしているとJリーグが十分に評価できるかどうか</p> <p>④提出書類の記載内容は虚偽でないか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、基準I. 09を満たさないものとする。</p> <p>①提出書類を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>②提出書類の内容に虚偽があったとき</p> <p>③提出書類の精査および関係者等へのヒアリングの結果、基準</p>

		<p>I. 09に示す要件を満たしていないことが明らかである場合</p> <p>4. 基準I. 09に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 基準I. 09(1)にいう「屋内トレーニング施設」とは、屋内で何らかのトレーニング活動ができる環境を備えた施設を意味し、基準I. 09(2)③および基準I. 09(4)⑤にいう「クラブハウス」または基準I. 09(4)④にいう「室内または屋根付きのピッチ」を含むがこれらに限られない。</p> <p>(2) 基準I. 09(1)にいう「メディカルルーム」とは、ドクター、トレーナー等による選手へのメディカルケアが可能なスペースと器具を有する部屋を意味し、基準I. 09(2)③および基準I. 09(4)⑤にいう「メディカルケアスペース」を含むがこれらに限られない。</p> <p>(3) 基準I. 09において「常時使用できる」とは、ライセンス申請者が指定したトレーニング時間において常に使用可能であることを意味する。</p> <p>(4) 基準I. 09(2)および基準I. 09(4)において「専用」とは、トレーニング施設の使用計画を原則としてライセンス申請者の自由裁量で決定することができ、ライセンス申請者は当該施設内でトレーニングスケジュールをすべて実施できるものであって、当該施設が専らライセンス申請者の利用に供されていることを意味する。</p> <p>(5) 基準I. 09(2)および基準I. 09(4)において「優先的に利用できる」とは、トレーニング施設の使用計画を原則としてライセンス申請者の自由裁量で決定することができるが、トレーニング施設所有者等との契約または協定等により、ライセンス申請者以外の第三者による利用が認められていることを意味する。なお、ライセンス申請者は、当該施設内でトレーニングスケジュールのすべてを実施できない場合は、優先的に利用できる同様の施設を複数個所確保することによって、トレーニングスケジュールをすべて実施できるようにしなければならない。</p> <p>(6) 基準I. 09(2)および基準I. 09(4)に記載のある施設および設備は、すべて同一の敷地内にあるかまたは近隣区域内にあって実質的に同一の敷地内であると評価できるものであることを要する。</p> <p>(7) 基準I. 09(2)および基準I. 09(4)における「メディカルケアスペース」に定められた各設備は、同一室内にある必要はない</p>
--	--	---

		<p>が、近くに集約されており、複数の設備を短時間内に使用できることを要する。</p> <p>(8) 基準I. 09(2)③および基準I. 09(4)⑤各号に定める各施設、設備が、複数の施設に設置されているような場合は、ライセンス申請者は、基準I. 09に対する提出書類を、当該施設すべてについて提出しなければならない。</p> <p>(9) 基準I. 09(1)、基準I. 09(2)および基準I. 09(4)にいうトレーニング施設のピッチには、夜間照明が設置されていることが望ましい。</p>
I. 10	A	<p>アカデミーのトレーニング施設</p> <p>1. 提出書類</p> <p>(1) 基準S. 01の提出書類をもとに審査を行うため、基準I. 10のために個別に提出する書類はない。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、C L Aからライセンス申請者に対して指示があった場合は、ライセンス申請者は以下の資料を提出する。</p> <p>① ライセンス申請者が施設を所有する場合は、各施設の所有を証明し、施設の詳細を明示した書式</p> <p>② ライセンス申請者が施設を所有せず、賃借している場合は、使用する各施設の所有者との契約書またはそれに準ずる書式（使用に関する覚書もしくは施設の保有者発行の使用許可書等）および施設の詳細を明示した書式</p> <p>(3) 前2項に定める書類の提出期限は、基準S. 01に対する提出書類と同一の日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>審査は基準S. 01の審査に包含されるものとし、同基準にいう「アカデミー認定」をもって、本基準を満たすものとする。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、基準I. 10を満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>② 提出書類の内容に虚偽があったとき</p> <p>4. 基準I. 10に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 基準I. 10にいうトレーニング施設には、夜間練習が可能なよう、照明が設置されたピッチが設けられていなければならない。</p> <p>(2) 基準I. 10にいう「屋内トレーニング施設」とは、屋内のピッ</p>

		<p>チまたはクラブハウス内、スポーツ施設内等に設置されたトレーニングルームなど、屋内で何らかのトレーニング活動ができる環境があることを指す。</p> <p>(3) 基準I.10にいう「メディカルルーム」とは、ドクター、トレーナー等による選手へのメディカルケアが可能な機材を有する屋内の部屋またはスペースのことを指す。</p>
I.11	B	<p>スタジアム：基本原則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 提出書類と期限 基準I.01と同じ提出書類、期限とする。</li> <li>2. 審査 基準I.01の審査に包含する。</li> <li>3. 判定 基準 I.01の判定に包含する。</li> </ol>
I.12	B・C	<p>スタジアム：衛生施設</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 提出書類と期限 基準 I.01と同じ提出書類、期限とする。</li> <li>2. 審査基準 I.01の審査に包含する。</li> <li>3. 判定 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 判定は基準 I.01の判定に包含する。ただし、基準 I.12(3) および I.12(4)においては、審査対象であるスタジアムの客席数を母数とし、この母数が男女比同数から構成されているものとして、洋式トイレおよび男性用小便器の数を計算する（母数が奇数の場合は、余った1名を男女いずれかに任意に寄せるものとする）。</li> <li>(2) 前項に問わらず、基準 I.12(3)においては、以下のとおり例外を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 審査対象であるスタジアムの客席数の60%（小数点以下を切り上げる）を母数とし、この母数が男女比同数から構成されているものとして、洋式トイレおよび男性用小便器の数を計算する（母数が奇数の場合は、余った1名を男女いずれかに任意に寄せるものとする）</li> <li>② 前号による計算の結果、基準 I.12(3) または(4)の基準を充足することとなる場合には、当該基準の未充足に対する制裁は科さないものとする</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol>

		<p>(3) 前項に関わらず、審査対象であるスタジアムの改修着工または新しいスタジアムの建設着工が確定し、工事の完了によって基準 I. 12(3)を充足する目途が立っている場合には、当該基準の未充足に対する制裁は科さないものとする。</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>本基準の審査に関わらず、ライセンス申請者およびスタジアム所有者は基準 I. 12(4)の充足に近づくよう、衛生施設数の増加に最大限の努力を行うとともに、トイレ全体数に占める洋式トイレの割合を少なくとも半数以上にするようにしなければならない。</p>
I. 13	B・C	<p>スタジアム：屋根</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準I. 01と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>基準I. 01の審査に包含する。</p> <p>3. 判定</p> <p>(1) 判定は基準I. 01の判定に包含する。</p> <p>(2) 前項に関わらず、審査対象であるスタジアムの改修着工または新しいスタジアムの建設着工が確定し、工事の完了によって基準I. 13(1)を充足する目途が立っている場合には、当該基準の未充足に対する制裁は科さないものとする。</p> <p>4. 基準I. 13に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>基準I. 13の定めに関わらず、スタジアムの改修または新設工事を行う場合は、ライセンス申請者、スタジアム所有者（または施工主）、Jリーグの三者は、観客席のすべてを屋根で覆うができるよう、工費や工法、工程等について協同して最大限の検討を行い、その実現に向けた最大限の努力を行うものとする。</p>
I. 14	C	<p>スタジアム：案内サインと動線</p> <p>ライセンス申請者は、基準I. 14に該当する書類や資料等がある場合は、隨時 C L A に提出できる。</p>
I. 15	C	<p>スタジアム：車椅子席</p> <p>ライセンス申請者は、基準I. 15に該当する書類や資料等がある場合は、隨時 C L A に提出できる。</p>

## 2-3 [人事体制・組織運営基準の運用細則]

交付規則第35条に定める人事体制・組織運営基準に対する運用細則を下表のとおり定める。

なお、各基準に明記のない限り、P.02からP.16に定める役職についての兼務は認められない。

基準番号	等級	項目と運用細則
P.01	A	<p>クラブ事務局</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、以下の書類をすべて提出する。</p> <p>① 書式P-01-1および書式P-01-2</p> <p>② ライセンス申請者の役員・社員・従業員一覧表（書式自由）</p> <p>③ ライセンス申請者の組織図（書式自由）</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準P.01は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p>
P.02	A	<p>代表取締役</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準P.01および基準L.02の提出書類をもとに審査を行うため、本基準のために個別に提出する書類はない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p>

		<p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか  ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか  ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準P. 02は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき  ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準P. 02に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>代表取締役は、基準P. 08のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。</p>
P. 03	A	<p>財務担当（ファイナンスオフィサー）</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準P. 01に対する提出書類のほか、以下のいずれかの書類を提出する。</p> <p>① 公認会計士または税理士の資格を証明するものの写し  ② C L Aが発行する「財務担当適正証」</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか  ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか  ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準</p>

		<p>P. 03は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</li> <li>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</li> </ul> <p>4. 基準P. 03に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「財務担当適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担当者適正証発行申請」に必要事項を記入し、担当者の略歴を記した資料を添えてC L Aに提出し、C L Aより「財務担当適正証」の発行を受ける。</li> <li>(2) 財務担当（ファイナンスオフィサー）は、基準P. 08のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。</li> </ul>
P. 04	A	<p>運営担当（オペレーションオフィサー）</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ライセンス申請者は、基準P. 01に対する提出書類のほか、C L Aが発行する「運営担当適正証」を提出する。</li> <li>(2) 前項の「運営担当適正証」の提出期限は6月30日とする。</li> </ul> <p>2. 審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 審査は以下の点について行われる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</li> <li>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</li> <li>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</li> </ul> </li> <li>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</li> </ul> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</li> <li>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</li> </ul> <p>4. 基準P. 04に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「運営担当適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担当者適正証発行申請」に必要事項を記入し、担当者の略歴を記した資料を添えてC L Aに提出し、C L Aより「運営</li> </ul>

		<p>担当適正証」の発行を受ける。ただし、基準P. 04の①に該当する者は、Jリーグが定める試合運営に関する課程を修了したことを証する、Jリーグ発行の課程修了証を「担当者適正証発行申請」とあわせて提出する。</p> <p>(2) 基準P. 04の①にいう「試合運営に関する課程」の実施時期は、原則として1月または2月（シーズン開幕前）とする。</p> <p>(3) 実務経験とは、クラブの運営担当（正）もしくは運営担当（副）として、1年以上の実務を経験していることを指す。</p> <p>(4) 運営担当（オペレーションオフィサー）は、基準P. 05のセキュリティ担当および基準P. 08のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。</p>
P. 05	A	<p>セキュリティ担当（セキュリティオフィサー）</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準P. 01に対する提出書類のほか、以下のいずれかの書類を提出する。</p> <p>① 日本において法的に有効な、警察官あるいは警備員としての身分証明書の写し</p> <p>② 所定の課程の履修に基づいて国家が認める機関が発行する、安全と保安についての免許</p> <p>③ C L Aが発行する「セキュリティ担当適正証」</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出</p>

		<p>指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準P.05に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 「セキュリティ担当適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担当者適正証発行申請」に必要事項を記入し、担当者の略歴を記した資料およびJリーグが定める安全と保安に関する課程を修了したことを証する、C L A発行の課程修了証をC L Aに提出し、C L Aより「運営担当適正証」の発行を受ける。</p> <p>(2) 基準P.05にいう「安全と保安に関する課程」の実施時期は、原則として1月または2月（シーズン開幕前）とする。</p> <p>(3) 実務経験とは、クラブのセキュリティ担当として、1年以上の実務を経験していることを指す。</p> <p>(4) セキュリティオフィサーは、基準P.04の運営担当（オペレーションオフィサー）および基準P.08のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。</p>
P.06	A	<p>広報担当（メディアオフィサー）</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準P.01に対する提出書類のほか、Jリーグが発行する「広報担当適正証」を提出する。</p> <p>(2) 前項にいう「広報担当適正証」の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p>

		<p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 「広報担当適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担当者適正証発行申請」に必要事項を記入し、担当者の略歴を記した資料を添えてC L Aに提出し、C L Aより「広報担当適正証」の発行を受ける。ただし、基準P. 06の①に該当する者は、Jリーグが定めるメディア関連業務に関する課程を修了したことを証する、C L A発行の課程修了証を「担当者適正証発行申請」とあわせて提出する。</p> <p>(2) 基準P. 06にいう「メディア関連業務に関する課程」の実施時期は、原則として1月または2月（シーズン開幕前）とする。</p> <p>(3) 実務経験とは、クラブの広報担当（正）もしくは広報担当（副）として、1年以上の実務を経験していることを指す。</p> <p>(4) 広報担当（メディアオフィサー）は、基準P. 08のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。</p>
P. 07	A	<p>マーケティング担当</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準 P. 01に対する提出書類のほか、C L Aが発行する「マーケティング担当適正証」を提出する。</p> <p>(2) 前項にいう「マーケティング担当適正証」の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p>

		<p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 「マーケティング担当適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担当者適正証発行申請」に必要事項を記入し、担当者の略歴を記した資料を添えてC L Aに提出し、C L Aより「マーケティング担当適正証」の発行を受ける。ただし、基準P. 07の①に該当する者は、Jリーグが定めるマーケティングに関する課程を修了したことを証する、C L A発行の課程修了証を「担当者適正証発行申請」をあわせて提出する。</p> <p>(2) 基準 P. 07にいう「マーケティング関連業務に関する課程」の実施時期は、原則として1月または2月（シーズン開幕前）とする。</p> <p>(3) 実務経験とは、クラブまたは企業において、以下のいずれかの業務（関連する業務を含む）を1年以上経験していることを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ブランド価値の向上</li> <li>② スポンサーや商業パートナーとの取引関係管理</li> <li>③ 地元テレビ局、メディア媒体との関係構築・管理</li> <li>④ 営業管理</li> <li>⑤ マーチャンダイジング管理</li> <li>⑥ 顧客関係管理</li> <li>⑦ イベント管理</li> <li>⑧ スタジアムに関係する商業活動の管理</li> </ul> <p>(4) マーケティング担当は、基準P. 08のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。</p>
P. 08	A	<p>コンプライアンス・オフィサー</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準P. 01に対する提出書類のほか、Jリーグが発行する「コンプライアンス・オフィサー適正証」を提出する。</p> <p>(2) 前項にいう書類の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</li> <li>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</li> <li>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常</li> </ul>

		<p>に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</li> <li>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</li> </ul> <p>4. 基準P.08に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「コンプライアンス・オフィサー適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担当者適正証発行申請」に必要事項を記入し、担当者の略歴を記した資料をC L Aに提出し、C L Aより「コンプライアンス・オフィサー適正証」の発行を受ける。</li> <li>(2) コンプライアンス・オフィサーは、基準P.02～基準P.07の各役職と兼務できる。</li> </ul>
P.09	A	<p>医師（メディカルドクター）</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、以下の書類をすべて提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本国医師免許の写し</li> <li>② ライセンス申請者と当該医師との雇用契約書あるいはそれに準ずる書類の写し</li> </ul> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は、C L Aが別途定める。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</li> <li>② 提出書類の記載内容に遗漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</li> <li>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</li> </ul> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p>

		<p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</li> <li>② 期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</li> </ul> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>Jリーグ規約第52条の定めにより、Jクラブは、すべての試合にドクターを同行し、原則としてベンチ入りさせなければならぬ。</p>
P. 10	A	<p>理学療法士</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ライセンス申請者は、以下の書類をすべて提出する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基準P. 10①から⑥までに該当する資格の資格認定証の写し</li> <li>② ライセンス申請者と当該メディカルスタッフとの雇用契約書あるいはそれに準ずる書類の写し</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 前項に定める書類の提出期限は、C L Aが別途定める。</li> </ul> <p>2. 審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 審査は以下の点について行われる。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</li> <li>② 提出書類の記載内容に遗漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</li> <li>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</li> </ul> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</li> <li>② 期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</li> </ul>
P. 11	A	<p>トップチーム監督</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>JリーグがJ F Aに対し、有資格者であるかを照会するため、</p>

		<p>ライセンス申請者から C L A に提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 本基準では、当該監督が基準 P. 11 の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。</p> <p>(2) C L A は、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>当該監督が有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。</p>
P. 12	A	<p>トップチームのアシスタントコーチ</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>JリーグがJFAに対し、有資格者であるかを照会するため、ライセンス申請者から C L A に提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 本基準では、当該コーチが基準P. 12 の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。</p> <p>(2) C L A は、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>当該コーチが有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。</p>
P. 13	A	<p>アカデミーダイレクター</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>JリーグがJFAに対し、有資格者であるかを照会するため、ライセンス申請者から C L A に提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 本基準では、当該アカデミーダイレクターが基準P. 13 の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。</p> <p>(2) C L A は、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>当該アカデミーダイレクターが有資格者でないことが明らか</p>

		<p>な場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>4. 基準P.13に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>アカデミーダイレクターは、書式S-01「アカデミー申請書」にてJリーグに申請し、認められた場合のみ、基準P.14のアカデミーチーム監督と兼務できる。</p>
P.14	A	<p>アカデミーチーム監督</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>JリーグがJFAに対し、有資格者であるかを照会するため、ライセンス申請者からCLIAに提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 本基準では、当該監督が基準 P.14の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。</p> <p>(2) CLIAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>当該監督が有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>4. 基準P.14に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>アカデミーチーム監督は、書式S-01「アカデミー申請書」にてJリーグに申請し、認められた場合のみ、基準P.13のアカデミーダイレクターと兼務できる。</p>
P.15	A	<p>アカデミーチームコーチ</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>JリーグがJFAに対し、有資格者であるかを照会するため、ライセンス申請者からCLIAに提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 本基準では、当該コーチが基準 P.15の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。</p> <p>(2) CLIAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>当該コーチが有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。</p>

P. 16	A	<p>安全・警備組織：警備員</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準P. 16(2)の要件を満たすことを示す、ライセンス申請者と当該警備員または警備会社あるいはスタジアム所有者との契約書、またはそれに類する書類の写しを提出する。</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は、6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</li> <li>② 提出書類の記載内容に遗漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</li> <li>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</li> </ul> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</li> <li>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</li> </ul>
P. 17	A	<p>権利と義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準S. 04および基準L. 04に対する提出書類のほか、基準 P. 02から基準 P. 15に該当する者とライセンス申請者が別途契約書およびそれに付帯する覚書を交わしている場合は、それらの書式の写しを提出する。</p> <p>(2) 前項の書類の提出期限は、C L Aが別途定める。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</li> <li>② 提出書類の記載内容に遗漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</li> <li>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常</li> </ul>

		<p>に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</li> <li>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</li> </ul> <p>4. 基準P.17に対するその他の遵守事項および注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 提出書類は、ライセンス申請者が初めてJライセンスの交付を申請する場合はすべて提出する。翌年度以降は、提出書類の内容または人員、契約内容に変更があった場合に、変更対象となった書類のみを提出する。</li> <li>(2) 当該書類の内容に変更がない場合は、その旨を記した書式(書式P-17)を提出すれば足りるものとする。</li> </ul>
P. 18	A	<p>ライセンス申請文書提出後の変更通知義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>各基準に定める書類の提出締切日から、Jライセンス交付決定日までの間に、基準P. 18に該当する変更があった場合には、書式P-18に必要事項を記入してC L Aに提出する。当該変更がない場合には、書式の提出の必要はない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</li> <li>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</li> <li>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</li> </ul> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p>

		<p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき  ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準 P. 18に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) Jリーグは、ライセンス申請者から提出された書類の内容を検査し、変更後の内容がJライセンスの交付に影響があると判断される場合には、当該ライセンス申請者に通知のうえ、その旨をF I Bに報告する。</p> <p>(2) F I Bは前項の報告に基づき、当該ライセンス申請者に対するJライセンス交付に与える影響を審議し、当該ライセンス申請者のJライセンス交付に対する判定を行うことができる。</p>
P. 19	A	<p>ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>ライセンス申請者は、基準P. 19に該当する変更があった場合には、書式P-19に必要事項を記入してC L Aに提出する。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか  ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか  ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき  ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準P. 19に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) Jリーグは、ライセンス申請者から提出された書類の内容を検査し、変更後の内容がライセンス交付シーズンに対するJライセンス判定に影響があると判断される場合には、当該ライセンス申請者に通知のうえ、その旨をF I Bに報告する。</p>

		(2) FIBは前項の報告に基づき、当該ライセンス申請者に対するJライセンス判定に与える影響を審議し、当該ライセンス申請者のJライセンスの取り消しに関する判定を行うことができる。
--	--	---

## 2-4 [法務基準の運用細則]

交付規則第36条に定める法務基準に対する運用細則を下表のとおり定める。

基準番号	等級	項目と運用細則
L.01	A	<p>AFCクラブ競技会出場への宣誓書</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は書式L-01をCLIAに提出する。</p> <p>(2) 提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 提出書類は期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遗漏がないか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。</p> <p>① 書式 L-01を期限までに提出せず、CLIAからの提出指示に従わないとき</p> <p>② ライセンス申請者が書式 L-01を提出したものの、Jライセンスが交付される前に書式 L-01に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき</p>
L.02	A	<p>クラブの登記情報</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は基準 L.02および書式L-01に定める文書類をCLIAに提出する。</p> <p>(2) 提出期限は6月30日とする。</p>

		<p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</li> <li>② 提出書類の記載内容に遗漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</li> <li>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</li> </ul> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</li> <li>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</li> </ul> <p>4. 基準 L. 02に対するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 提出書類は、ライセンス申請者が初めてJライセンスの交付を申請する場合はすべて提出する。翌年度以降は、提出書類に変更があった場合に、変更対象となった書類のみを提出する。</p> <p>(2) 当該書類の内容に変更がない場合は、その旨を記した書式(書式L-02)を提出すれば足りるものとする。</p>
L. 03	A	<p>他クラブの経営等への関与の禁止</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準L. 01と同じ提出書類および期限とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>基準 L. 01の審査に包含する。</p> <p>3. 判定</p> <p>基準 L. 01の判定に包含する。</p>
L. 04	A	<p>クラブ内の懲戒手続き</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、以下の文書類をすべて提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ライセンス申請者の就業規則の原本の写し</li> <li>② ライセンス申請者の選手との選手契約書およびそれに付帯する覚書の写し</li> </ul>

		<p>③ 基準P. 02から基準P. 15に該当する者とライセンス申請者が別途契約書およびそれに付帯する覚書を交わしている場合は、それらの書式の写し</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限はすべて6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</li> <li>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</li> <li>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</li> </ul> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</li> <li>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</li> </ul> <p>4. 基準L. 04に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 提出書類は、ライセンス申請者が初めてJライセンスの交付を申請する場合はすべて提出する。翌年度以降は、提出書類の内容または人員、契約内容に変更があった場合に、変更対象となった書類のみを提出する。</li> <li>(2) 当該書類の内容に変更がない場合は、その旨を記した書式（書式L-04）を提出すれば足りるものとする。</li> <li>(3) ライセンス申請者の就業規則には、社員がJ F AおよびJリーグの諸規程を遵守する旨の条項を盛り込むようになることが望ましい。また、ライセンス申請者の取締役・監査役は、その役職の範囲にかかわらず、当該条項に従うことにつき、本人の書面による承諾を得ることが望ましい。</li> </ul>
L. 05	C	<p>選手と社員のための行動規範</p> <p>ライセンス申請者は、基準L. 05に該当する書類や資料等がある場合は、隨時C L Aに提出できる。</p>

L. 06	C	顧問弁護士（リーガルオフィサー） ライセンス申請者は、基準L. 06に該当する書類や資料等がある場合は、隨時C L Aに提出できる。
-------	---	---

## 2-5 [財務基準の運用細則]

交付規則第37条に定める財務基準に対する運用細則を下表のとおり定める。

基準番号	等級	項目と運用細則
F. 01	A	<p>年次財務諸表（監査済み）</p> <p>1. 提出書類</p> <p>(1) 基準F. 01に基づき、ライセンスを申請する日の属する事業年度の前年度における以下の書式すべてをC L Aに提出する。</p> <p>① 日本国の会社法施行規則および会社計算規則に定める、以下の書類一式</p> <p>イ. 事業報告</p> <p>ロ. 附属明細書（事業報告関係）</p> <p>ハ. 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）</p> <p>二. 附属明細書（計算書類関係）</p> <p>② 監査法人、または公認会計士による監査報告書</p> <p>③ 法人税確定申告書一式。ただし、以下の書式のうち、ライセンス申請者が作成し、税務当局に提出したものはすべてC L Aに提出する</p> <p>イ. 別表一から別表二十関係の書式および特別償却の付表</p> <p>ロ. 勘定科目内訳明細書</p> <p>④ 消費税および地方消費税の申告書およびそれに添付する付表2</p> <p>⑤ 都道府県民税・事業税確定申告書（第六号様式）一式。ただし、第六号様式別表一から別表十四までのうち、ライセンス申請者が作成し、税務当局に提出したものをすべてC L Aに提出する</p> <p>⑥ 法人市民税（区市町村民税）確定申告書（第二十号様式）</p> <p>⑦ 固定資産減価償却内訳表（A4サイズで書式自由とし、資産ごとの取得価額、期首帳簿価額、減価償却費、期末帳簿</p>

	<p>価額が分かるものとする)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 前年度の損益実績表（Jリーグ指定書式）</li> <li>⑨ 前年度末日現在の株主一覧表または正会員一覧表</li> <li>⑩ 前年度末日現在の残高試算表（貸借対照表、損益計算書の両方を提出。月次推移表形式での提出が望ましい）</li> </ul> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は、ライセンス申請者が定款で定める事業年度の最終日から90日以内とする。</p> <p><b>2. 審査</b></p> <p>Jリーグは、以下のとおり審査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 年次財務諸表一式の提出を受けたC L Aが、提出物がすべてそろっているかを確認し、ライセンス申請者の前期損益および前期末現在の純資産額を調査する</li> <li>② C L Aとライセンス評価チームが年次財務諸表一式の内容について検討と分析を行い、現地ヒアリング調査を行うライセンス申請者を選定する。財務状態が良好で会計の正確性もあり、現地ヒアリングを行う必要がないと判断されるライセンス申請者に対しては、C L Aがその旨を連絡する</li> <li>③ C L Aおよびライセンス評価チームがライセンス申請者に対し、ヒアリング調査を行う。ヒアリング調査は経営状況、会計管理に関する調査のほか、交付規則に定める各基準全般についても行う</li> <li>④ ライセンス申請者が交付規則および本運用細則に定める条件を満たしていない場合は、C L Aおよびライセンス評価チームは現地ヒアリングにおいてその条件を満たしていないことを確認のうえ、その内容についてクラブに説明を行う</li> <li>⑤ C L Aおよびライセンス評価チームは現地ヒアリングにおいて、ライセンス申請者がJライセンスの交付を受けるにあたって経営上の改善努力が必要と認められる場合は、その場で当該項目について助言することができる</li> </ul> <p><b>3. 判定</b></p> <p>判定は、原則としてライセンス申請者の個別財務諸表で行うものとする。ただし、第3項2号に該当する場合には、この限りではない。</p> <p>(1) ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準F.01は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</li> <li>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</li> </ul>
--	--

		<p>(2) 提出された財務諸表に基づいて審査を行い、以下のいずれかに該当する場合は基準F.01を満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 3期連続で当期純損失を計上した場合</li> <li>② ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額がマイナスである（債務超過である）場合</li> <li>③ Jリーグからの指摘に基づき、過年度の決算の修正が必要となった場合において、過年度の決算を修正した結果、前2号に示す事態となった場合</li> </ul> <p>(3) 第37条2項の関連する会社等（以下「関連する会社等」という）については以下のように取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 関連する会社等とは、会社法に定める子会社のほか、事業内容、人事、資金、取引などの関係を総合的に勘案してF.I.Bが決定できるものとする。</li> <li>② ライセンス申請者の個別財務諸表のみで判定を行うと著しく不公平になるとF.I.Bが判断した場合には、以下の方法などで判定を行うことができるものとする。なお、判定の方法はF.I.Bが最も合理的な方法であると判断した方法によるものとする。</li> </ul> <p>イ. ライセンス申請者の個別財務諸表と関連する会社等の個別財務諸表との合算数値</p> <p>ロ. 連結財務諸表</p> <p>ハ. ライセンス申請者の個別財務諸表から、関連する会社等との内部取引を消去した財務諸表</p> <p>4. 基準F.01に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>基準F.01にいう「公認会計士または監査法人の監査」とは、以下のいずれかにあてはまるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ライセンス申請者が会計監査人を設置し、会計監査人による法定監査を受けること</li> <li>② 会計監査人設置会社でないライセンス申請者が、公認会計士または監査法人と任意で契約を締結し、決算時会計監査を受け、それらの報告書の提出を受けること</li> <li>③ 連結親会社をもつライセンス申請者が、当該親会社の会計監査人から連結子会社監査を受け、当該親会社に対する、当該会計監査人による連結財務諸表の監査報告書の提出を受けること</li> </ul>
--	--	---

F. 02	C	<p>中間財務諸表（監査済み）</p> <p>ライセンス申請者は、基準F. 02に該当する書類や資料等がある場合は、隨時C L Aに提出できる。</p>
F. 03	A	<p>選手移籍活動によって生じる他のフットボールクラブに対する期限経過未払金の皆無</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>書式L-01を提出書類として適用する。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 書式L-01は期限までに提出されたか ② 書式L-01の記載内容に遺漏がないか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。</p> <p>① 書式L-01を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき ② ライセンス申請者が書式 L-01を提出したものの、Jライセンスが交付される前に書式 L-01に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき</p> <p>4. 基準F. 03に対するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>ライセンス申請者は、移籍補償金（および連帯貢献金）、トレーニング費用、トレーニングコンペенセーション等、選手移籍に関して発生する費用の支払いにつき、遺漏なく手続きを行わなければならない。なお、トレーニング費用等の支払いが免除される場合は、トラブル防止のため、その記録を書面で残すようにしなければならない。</p>
F. 04	A	<p>従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の皆無</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>書式L-01を提出書類として適用する。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 書式L-01は期限までに提出されたか ② 書式L-01の記載内容に遺漏がないか</p>

		<p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 書式L-01を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</li> <li>② ライセンス申請者が書式 L-01を提出したものの、Jライセンスが交付される前に書式 L-01に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなつたとき</li> </ul> <p>4. 基準F. 04に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ライセンス申請者が税務調査を受けた結果、修正申告、重加算税の納付が必要になった場合は、基準 F. 04にいう「未払金」の対象外とする。</li> <li>(2) ライセンス申請者が賃金未払いにもなう訴えを起こされた場合は、C L AおよびF I Bがその訴えの内容を別途検討し、Jライセンス交付判定の判断材料に加えるかどうかを決定する。</li> </ul>
F. 05	A	<p>ライセンス交付の決定に先立つ表明書</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ライセンス申請者は書式F-05をC L Aに提出する。</li> <li>(2) 提出期限はJリーグが別途指定する。</li> </ul> <p>2. 審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 書式F-05は期限までに提出されたか</li> <li>② 書式F-05の記載内容に遗漏がないか</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</li> </ul> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 書式F-05を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</li> <li>② 一度書式F-05を提出したライセンス申請者が、Jライセンスが交付される前に書式 F-05の記載内容に対する違反行為を行つたとき</li> </ul> <p>4. 基準F. 05に関するその他の遵守事項および注意事項</p>

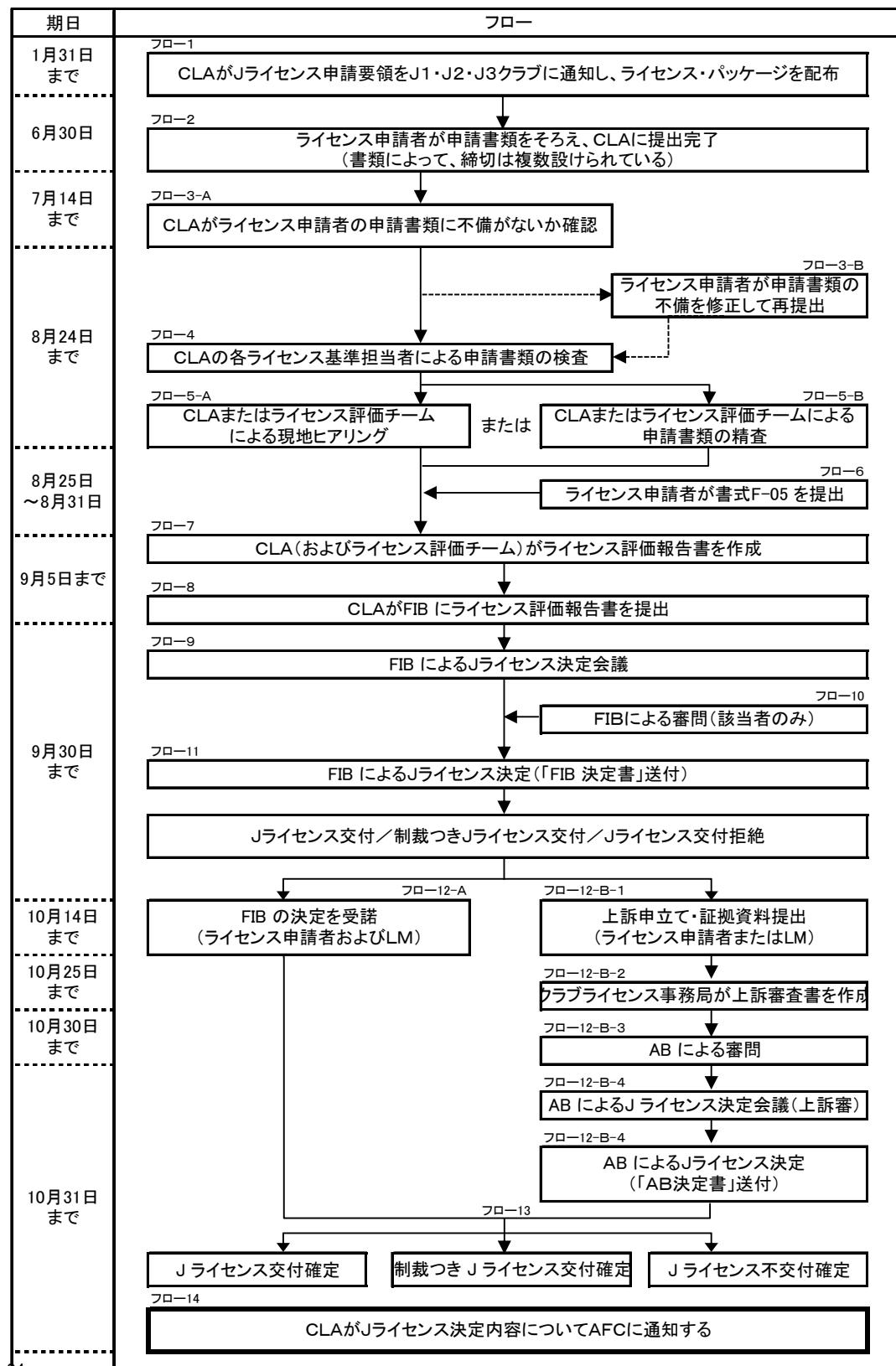
		<p>基準F.05にいう「ライセンス申請者の財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象」の例は、原則として以下のとおりとする。ただし、以下の各号にかかわらず、ライセンス申請者は、ライセンス申請者の財務状況に影響を及ぼす出来事があった場合には、影響の大小にかかわらずCLMにその内容を報告し、基準F.05の適用について相談するようにしなければならない。</p> <p>① 好影響を及ぼし得るような事象</p> <p>イ. 増資等の資本政策により、資本の状況が好転する場合（Jリーグ規約第24条に定める手続きが別途必要となる）</p> <p>ロ. 高額の増収要因の発生</p> <p>ハ. 高額の費用削減効果が見込める計画の立案や、当該事象の発生</p> <p>② 悪影響を及ぼし得るような事象</p> <p>イ. 自然災害および事件、事故により、クラブの所有資産、賃借物件が物理的な被害を受けたとき。ただし、当該被害の状況が甚大で、基準F.05に定める書式の提出期限までに書式を提出することが難しい場合は、LMは提出期限について配慮する</p> <p>ロ. 契約金額が1,000万円以上のスポンサーまたは売上先が倒産した場合、もしくは売上金の入金期限から3ヶ月を超えて入金がない場合</p> <p>ハ. 株主構成や取締役の構成に重大な変化が発生する場合</p> <p>ニ. 基準F.06(2)で提出した当期の損益見込においては当期純利益を計上する見込であったが、当期純損失を計上することが見込まれる場合</p> <p>ホ. 基準F.06(2)で提出した当期の損益見込から、当期純利益（損失）が30%以上下ぶれることが見込まれる場合</p> <p>③ 前各号のほか、LMがライセンス申請者に対し書式の提出を指示した事項</p>
F.06	A	<p>予算および予算実績、財務状況の見通し</p> <p>1. 提出書類</p> <p>(1) 基準F.06(1)については、ライセンスを申請する日の属する事業年度の前年度の末日までに以下の書類を提出する。ただし、LMが締切日を別途指定した場合には、この限りではない。</p> <p>① ライセンス申請者の、ライセンスを申請する日の属する事業</p>

	<p>年度の予算書で、当該予算の科目ごとの明細が添えられているもの（ライセンス申請者が独自に使用している書式でよい）</p> <p>② 前号の予算書の内容を、Jリーグ指定フォーマットに転記したもの</p> <p>(2) 基準F.06(2)については、以下の書類を提出する。提出期限は6月30日とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 4月30日現在の当期資金繰り予測表（借入等、必要な資金調達に関する説明を含む）</li> <li>② 4月30日現在の、ライセンス申請者の当期の経営状況に関する資料。ただし書式は自由とし、以下の内容が含まれているものとする</li> </ul> <p>イ. 当期の営業収入予算につき、4月30日現在の達成状況およびその要因が把握できるもの</p> <p>ロ. 当期の営業費用予算につき、4月30日現在の達成状況およびその要因が把握できるもの</p> <p>ハ. 当期の損益見込</p> <p>③ 当期の業績に関する対策（LMが個別に指定したクラブのみ対象とする。業績改善に向け、すでに講じた、あるいは今後講じる対策の内容を詳細に記載すること）</p> <p>2. 審査</p> <p>Jリーグは、以下のとおり審査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 書類の提出を受けたCLAが、提出物がすべてそろっているかを確認する。</li> <li>(2) CLA（ライセンス評価チームを含む）が提出書類をもとに、ライセンス申請者の経営の安定性に関し、ライセンス申請日の属する事業年度中または翌事業年度中において資金不足に陥る可能性または経営の継続が困難となる可能性について総合的な検討と分析を行う。このとき、基準F.01に対する提出書類を基準F.06に対する審査資料として加えることができる。</li> </ul> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</li> <li>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき</li> <li>③ 審査において、再三の注意にもかかわらず、FIBまたはCLAの指示に従わず、審査に協力しなかったとき</li> </ul>
--	--

		<p>④ 審査の結果、ライセンス申請日の属する事業年度または翌事業年度において、資金不足に陥る可能性または経営の継続が困難となる可能性が高いと判断される場合</p> <p>⑤ 審査の結果、ライセンス申請者の財務状況がすでに基準F.01に対する運用細則の内容を充足する内容でないと判断される場合</p> <p>4. 基準F.06に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>C L Aはヒアリング調査において、ライセンス申請者がJライセンスの交付を受けるにあたって経営上の改善努力が必要と認められる場合は、その場で当該項目について助言することができる。</p>
F.07	A	<p>ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>ライセンス申請者は、基準F.07に定められた期日までに、書式F-07をC L Aに提出する。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 書式F-07は期限までに提出されたか</p> <p>② 書式F-07の記載内容に遗漏がないか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。</p> <p>① 書式F-07を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>② ライセンス申請者が書式F-07を提出したものの、Jライセンスが交付される前に書式F-07に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき</p> <p>4. 基準F.07に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 基準F.07にいう「クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事」の詳細は、基準F.05の運用細則に準じる。</p> <p>(2) C L Aおよびライセンス評価チームは、書式F-07の内容に基づき、必要に応じてライセンス申請者に対するヒアリング調査を行い、調査の結果、ライセンス交付シーズンに対するJライセンス判定に影響があると判断される場合には、その内容をF I Bに報告する。</p>

		<p>(3) FIBは前項の報告に基づき、当該ライセンス申請者に対するJライセンス判定に与える影響を審議し、当該ライセンス申請者のJライセンスの取り消しに関する判定を行うことができる。</p>
F.08	A	<p>財務状況の見通しの修正義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) Jリーグは、基準F.06に基づいて行われるヒアリングの結果、本来記載または報告すべき内容が基準F.06に基づいて提出される資料から欠落していたと判断した場合には、CLAがライセンス申請者にその内容を具体的に通知し、ライセンス申請者は F.06に定める資料の再提出を行う。</p> <p>(2) 前項にいう資料再提出の締切は、LMが個別に決定する。</p> <p>2. 審査</p> <p>基準F.06と同様の審査を行う。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>③ 審査の結果、ライセンス申請者の財務状況が基準F.01の運用細則を充足する内容でないと判断される場合</p>

### 3. ライセンス申請フロー



## フロー 1

- (1) LMは、1月1日から1月31日までの間に、Jライセンスの交付申請受付の開始を、Jライセンス交付申請を希望するクラブに通知する。
- (2) LMは、前項の通知と合わせ、Jライセンスの交付申請に必要となるライセンス申請書類一式（以下「ライセンス・パッケージ」という）をクラブに送付する。
- (3) Jライセンス交付申請を行う予定のクラブのうち、2月1日になってもライセンス・パッケージが届かなかったクラブは、CLAに連絡のうえ、ライセンス・パッケージの送付を受ける。ただし、ライセンス・パッケージの到着が遅れた場合であっても、ライセンス交付申請にかかる提出書類の提出期限は変更されない。

## フロー 2

- (1) Jライセンスの交付を申請するクラブは、交付規則および本運用細則に記載された提出期限までに、交付規則および本運用細則に定められた作成方法に従ってライセンス申請書類を作成し、CLAに提出する。
- (2) ライセンス申請者は、ライセンス申請書類を本運用細則1-4に定められた方法により提出する。
- (3) 交付規則および本運用細則に定められた申請書類の提出期限は厳守しなければならない。提出期限内にライセンス申請書類を提出しなかったクラブは、原則としてJライセンスの交付を申請しなかったものとみなされる。
- (4) ライセンス申請者の責めに帰すべからざる事情により、ライセンス申請書類を提出期限内に提出できない場合は、交付規則第24条第7項の定めに従い、ライセンス申請書類の提出締め切りの延長を申請することができる。

## フロー 3-A

- (1) CLAは、ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類を受領したときには、受領した旨をライセンス申請者に連絡する。
- (2) ライセンス申請書類を受領したCLAは、ライセンス申請書類の内容を検査し、受領から2週間以内に書類に不備があるかどうかを確認する。
- (3) ライセンス申請書類に不備がある場合には、LMがライセンス申請者に不備の内容を通知したうえで、期限を決めてライセンス申請書類の明瞭化を求め、または再提出を指示することができる。当該ライセンス申請者はフロー3-Bに進み、ライセンス申請書類に不備がなかったライセンス申請者はフロー4に進む。なお、フロー4に進むライセンス申請者に対しては、LMは特にその旨を連絡する必要はない。
- (4) ライセンス申請書類に不備が多すぎるなど、ライセンス申請者がライセンス申請書類の作成および提出にあたり十分な注意を払ったとCLAが評価できないような場合には、LMは、その完全な自由裁量により、当該ライセンス申請者に対し事情聴取を行ったうえで、ライセンス申請書類を再提出させる機会を与えないことができる。

#### フロー 3－B

- (1) ライセンス申請書類の不備をLMに指摘されたライセンス申請者は、定められた期限までにライセンス申請書類の内容を明瞭化し、あるいは申請書類の不備を修正してCLAに再提出する。期限までにLMからの提出指示に従わなかった場合は、原則として明瞭化する前、あるいは修正前の資料がライセンス申請書類として扱われる。
- (2) 不備を修正して再提出したライセンス申請書類に不備があつてはならない。再提出したライセンス申請書類に不備がある場合には、原則としてそのままライセンス申請書類として扱われる。
- (3) ライセンス申請書類が再提出された場合は、原則として再提出された方を正として扱う。

#### フロー 4

- (1) フロー3においてライセンス申請書類が整つたことを確認したのち、CLAがライセンス申請書類に基づき審査を開始する。
- (2) CLAは交付規則および本運用細則に定める審査方法に従つて審査を行い、その結果をまとめたうえで必要に応じライセンス評価チームに報告し、ライセンス交付審査上の論点を共有する。

#### フロー 5－A

- (1) CLAはライセンス申請者に対しヒアリング調査を行う。なお、CLAは当該調査をライセンス評価チームに委任することができる。
- (2) LMは当該ライセンス申請者に対し、CLAまたはライセンス評価チームが調査を実施する旨を事前に通知しなければならず、当該ライセンス申請者は調査を拒絶してはならない。
- (3) CLAまたはライセンス評価チームは、前項のヒアリング調査を、原則として8月20日までに、対象としたすべてのライセンス申請者について完了させる。
- (4) ヒアリング調査はLMがライセンス評価チームメンバーのなかから3名程度の班を編成して行う。また、LMは、交付規則に定める各ライセンス基準に精通する者をCLAのなかから指名し、班に加えることができる。
- (5) ライセンス評価チームは基本的に、交付規則のうち「財務基準」について、提出書類をもとに詳細な分析および調査を行う。ただし、ライセンス評価チームは、交付規則のうち「財務基準」以外のライセンス基準についてもヒアリング調査を行うことができる。
- (6) ライセンス評価チームによるヒアリング調査は、交付規則および本運用細則に沿つて責任を持って行われなければならず、ライセンス申請者すべてを公平に扱わなければならない。
- (7) ヒアリング調査の結果、ライセンス申請者の経営の進捗状況いかんによってJライセンスが交付されなくなるおそれがあり、当該ライセンス申請者がJライセンスの交付を目指すうえで努力を要すると判断される場合には、ライセンス評価チームは当該事象を「ライセンス評価報告書」によってLMに報告する。
- (8) 前項においてライセンス評価チームから報告を受けたLMは、報告に基づいて当該ライセンス申請者に対し、文書にて経営上のは正通知を出すか否かを決定する。当該文書には、Jラ

イセンスの交付を目指すうえで努力が必要である点とその根拠を明示する。

- (9) 前2項にかかわらず、ライセンス評価チームはライセンス申請者に対し、クラブ経営に関して助言を行うことができる。

#### フロー5-B

- (1) C L Aはライセンス申請者の経営状況を把握するためのヒアリング調査に代えて、ライセンス申請者の提出書類に基づく分析、調査をライセンス評価チームに委任することができる。
- (2) C L Aまたはライセンス評価チームは、前項にいう調査を、原則として8月20日までに、対象としたすべてのライセンス申請者について完了させる。
- (3) 提出書類に基づく調査は、L Mがライセンス評価チームメンバーのなかから3名程度の班を編成して行う。また、L Mは、交付規則に定める各ライセンス基準に精通する者をC L Aのなかから指名し、班に加えることができる。
- (4) ライセンス評価チームは基本的に、交付規則のうち「財務基準」について、提出書類をもとに詳細な分析および調査を行う。ただし、ライセンス評価チームは、交付規則のうち「財務基準」以外のライセンス基準についても調査を行うことができる。
- (5) 提出書類に基づく調査の結果、ライセンス申請者に対し、フロー5-Aに定めるヒアリング調査を行う必要があるとライセンス評価チームが判断した場合は、ライセンス評価チームはヒアリング調査が必要な理由をL Mに説明し、L Mの承認を得たうえで、フロー5-Aに審査を移行する。
- (6) ヒアリング調査の結果、ライセンス申請者の経営の進捗状況いかんによってJライセンスが交付されなくなるおそれがあり、当該ライセンス申請者がJライセンスの交付を目指すうえで努力を要すると判断される場合には、ライセンス評価チームは当該事象を「ライセンス評価報告書」によってL Mに報告する。
- (7) 前項においてライセンス評価チームから報告を受けたL Mは、報告に基づいて当該ライセンス申請者に対し、文書にて経営上的是正通知を出すか否かを決定する。当該文書には、Jライセンスの交付を目指すうえで努力が必要である点とその根拠を明示する。
- (8) 前2項にかかわらず、ライセンス評価チームはライセンス申請者に対し、クラブ経営に関して助言を行うことができる。

#### フロー6

- (1) ライセンス申請者は、8月25日から31日の間に書式F-05をC L Aに提出する。ただし、交付規則第37条の基準F.05に該当する事象が発生した場合には、書式 F-05に当該事象の具体的な内容を記入のうえ、最終締め切り日を待たずにただちにC L Aに提出しなければならない。
- (2) C L Aは、ライセンス申請者から提出された書式F-05の内容を検査する。C L Aは交付規則の財務基準に対するライセンス申請書類およびフロー5における調査結果と、書式 F-05の記載内容とを合わせ、以下の項目について検討する。
  - ① ライセンス申請者の財務状況が、ライセンス申請書類提出時点に比べ、Jライセンス交付判定に影響を及ぼす程度に変化しているか

- ② 交付規則F.05に該当するとして書式F-05に記載された事象は、偶発的なものか否か、またその事象はライセンス申請者に短期的または中長期的な影響を及ぼすか否か
  - ③ その他、ライセンス申請書類提出時点と比較しての、ライセンス申請者の財務状況の変化
- (3) C L Aは、前項の検討の結果をまとめ、その内容をフロー7にいう「ライセンス評価報告書」に盛り込み、F I Bに提出する。

#### フロー7

- (1) フロー4からフロー6までの調査を経て、ライセンス評価チームおよびC L Aは共同して「ライセンス評価報告書」を作成する。当該ライセンス評価報告書の責任者はC L Aとし、ライセンス評価チームはライセンス評価報告書の起案その他について全面的に協力する。
- (2) 前項にいうライセンス評価報告書は、すべてのライセンス申請者について作成する。
- (3) ライセンス評価報告書は以下の項目から構成される。
  - ① ライセンス申請者に対し、Jライセンスを交付することが適当か否か
  - ② 制裁を科すことが適当か否か、適当な場合は推奨する制裁の内容
  - ③ 前2号の結論についての具体的かつ詳細な理由
- (4) 前項の内容に加え、ライセンス報告書には、必要に応じ、以下の項目を含むことができる。
  - ① 交付規則第8章から第12章に定める各ライセンス基準のそれぞれに対する評価
  - ② 交付規則第8章から第12章に定める各ライセンス基準に対する到達の度合い
  - ③ ライセンス申請者の財務状況、および近い将来に対する財務状況予測に対する評価、所見および注意事項
  - ④ ライセンス評価チームによる調査所見
  - ⑤ その他、ライセンス申請者の経営状況に対する今後の注意点
- (5) ライセンス申請者は、C L Aに対して、ライセンス評価報告書の写しを交付することを請求することができ、かかる場合、C L Aは直ちにライセンス評価報告書の写しを交付する。

#### フロー8

- (1) C L Aは、ライセンス評価報告書を、可及的速やかに、ただし遅くとも9月5日までにF I Bに提出のうえ、F I BにおけるJライセンス決定会議の日時を決定し、F I Bに文書にて通知する。
- (2) F I BにおけるJライセンス決定会議は、チェアマンが招集する。

#### フロー9

- (1) F I BにおけるJライセンス決定会議を開催する。開催日は原則として9月1日から9月26日までの間に設定されるものとする。
- (2) F I BはJライセンス決定会議において、以下の各項目について決定する。
  - ① ライセンス申請者にJライセンスを交付するか否か
  - ② B等級を充足しなかったライセンス申請者に対し、Jライセンスの交付に付帯して制裁を科するか、また、科す場合にはその内容

- ③ Jライセンスの交付に付帯して、ライセンス申請者に是正指導を通知する場合は、その指導内容
- (3) Jライセンス決定会議において判定の根拠として用いられる資料は以下の通りとする。
- ① ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類
  - ② 審問が開かれたときは、審問期日に顕れた一切の記録
  - ③ その他、FIBがJライセンス交付判定に必要と判断した資料
- (4) CLAは、必要に応じ、Jライセンス決定会議に出席し、ライセンス申請者に対する所見を述べることができる。
- (5) FIBは、必要と判断される場合には、文書にて通知のうえ、CLA職員立ち会いのもと、ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類の内容について、当該申請者から直接説明を受けることができる。

#### フロー10

FIBがJライセンスの交付の拒絶または制裁を科すことを決定する場合は、FIBは、当該ライセンス申請者に対して弁明の機会を付与するために審問を開くものとする。FIBは、LMおよびライセンス申請者に対して、審問期日の少なくとも1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。

#### フロー11

- (1) Jライセンス決定会議の結果、FIBはライセンス申請者に対し、以下のいずれかの決定を出し、当該ライセンス申請者に内示したうえ、交付規則第26条第1項に基づき、9月30日までに文書（「FIB決定書」）にて通知する。FIBは、Jライセンスの交付に合わせて是正指導を行うことができる。
- ① Jライセンスを交付する
  - ② Jライセンスを交付し、あわせてB等級未充足に対する制裁を科す
  - ③ Jライセンスの交付を拒絶する
- (2) FIB決定書を受領したライセンス申請者は、FIB決定書を受領した日より2週間以内に以下のいずれかを選択する。
- ① FIBの決定を応諾する（フロー12-Aに進む）
  - ② ABに上訴する（フロー12-B-1に進む）
- (3) ライセンス申請者に対してJライセンスを交付する旨のFIBの決定に不服がある場合は、LMは、FIB決定書を受領した日より2週間以内にABに上訴することができる（フロー12-B-1に進む）。

#### フロー12-A

- (1) FIBの決定を応諾するライセンス申請者は、FIB決定書を受領した日より2週間以内にその旨を文書にてCLAに通知する。LMが上訴していない限り、当該文書がCLAに送達された時点で、FIBの決定が確定する。

- (2) 前項の文書をC L Aに送付したライセンス申請者は、当該文書を撤回することができない。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、ライセンス申請者が F I B決定書を受領した日より2週間以内に上訴の申立てを行わなかった場合は、L Mが上訴していない限り、F I Bの決定が確定する。

#### フロー12-B-1

- (1) 上訴を決定したライセンス申請者またはL Mは、「上訴申立書」およびそれと同時に提出する証拠書類を、F I B決定書を受領した日より2週間以内にC L Aに提出する。上訴人がライセンス申請者の場合は、上訴申立日から2週間以内に上訴手数料10万円をJリーグに支払う。
- (2) C L Aは、前項にいう上訴申立書を、受領後ただちにA Bに提出のうえ、A BにおけるJライセンス上訴審の審問期日を決定し、上訴人に文書にて通知する。
- (3) A Bは、審問期日において、上訴人に対して、上訴の理由について説明する機会を与えるものとする。
- (4) C L Aの職員は、審問に出席し、A Bの求めに応じて上訴人に対する所見を述べることができる。

#### フロー12-B-2

上訴申立書提出を受けて、C L AはA Bが審査するための上訴審査書を作成し、10月25日までにL M（ライセンス申請者が上訴した場合）またはライセンス申請者（L Mが上訴した場合）およびA BにF I B決定書、上訴申立書および上訴申立時に提出された追加証拠とともに送付する。

#### フロー12-B-3

C L Aは、A Bにおける審問期日を指定し、上訴人に対して通知する。審問期日は10月30日までに開催されるものとし、審問期日においては、A Bは、上訴人に対して上訴理由について説明する機会を与えるものとする。

#### フロー12-B-4

- (1) A BによるJライセンス決定会議を開催する。開催日は10月1日から10月31日までの間に設定されるものとし、交付規則第27条第3項に従い、10月31日までに当該上訴審の結論（A Bによる決定）が出されるものとする。
- (2) A Bにおいて決定の根拠として用いられる資料は以下の通りとする。
  - ① F I B決定書
  - ② 上訴申立時までに上訴人からF I BまたはA Bに提出されたライセンス申請書類（上訴申立書およびそれと同時に提出された証拠書類を含む）
  - ③ F I BおよびA Bの審問期日において顕れた一切の記録
  - ④ その他、F I Bでの判定に用いられた資料
- (3) C L Aは、必要に応じ、Jライセンス決定会議に出席し、所見を述べることができる。

- (4) A Bは、J ライセンス決定会議において、以下のいずれかの決定を行い、10月31日までに上訴人に文書（「A B決定書」）で通知する。
- ① F I Bの決定を支持する
  - ② F I Bの決定を破棄し、新たな決定を出す

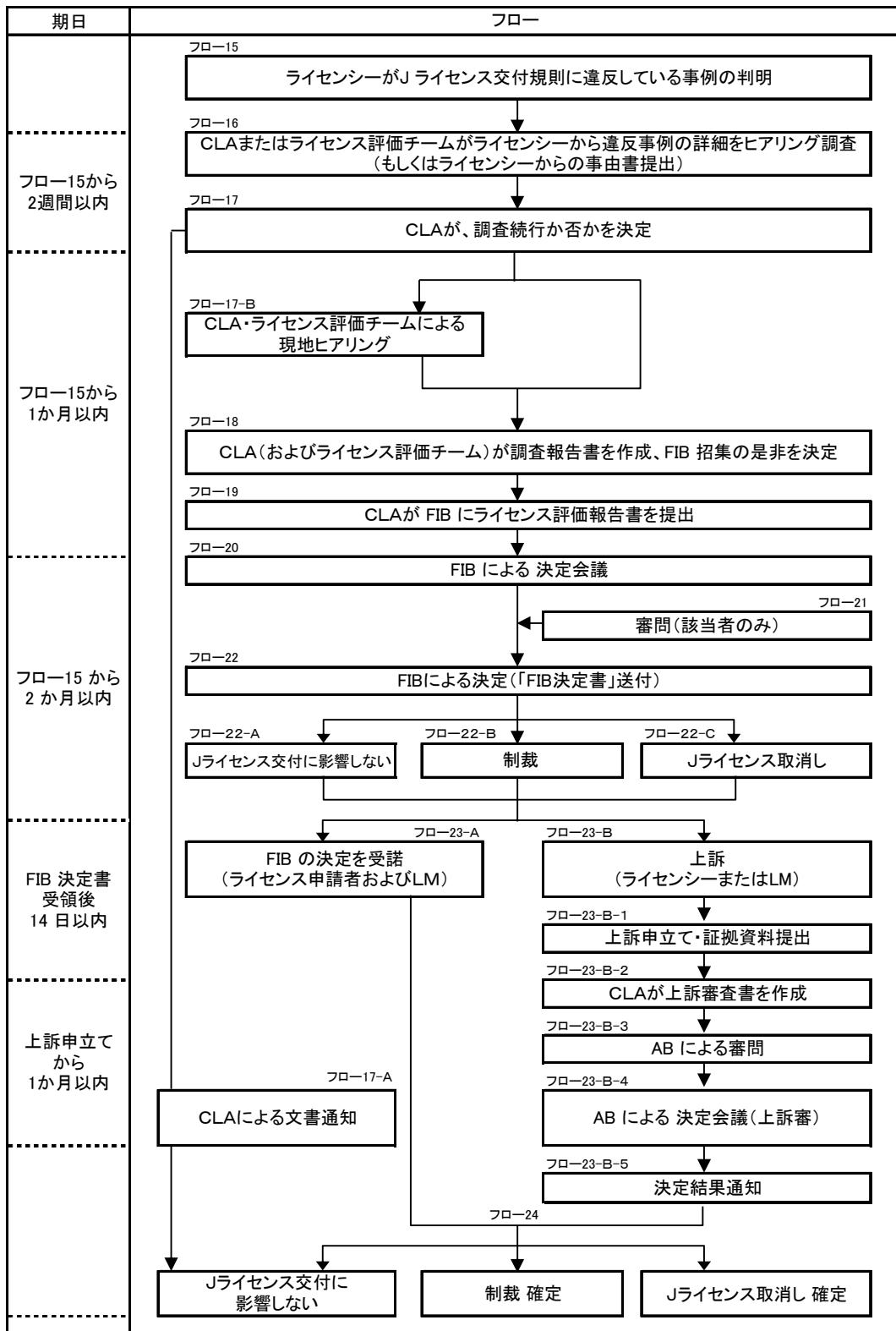
#### フロー13

- (1) F I Bがライセンス申請者に対しF I B決定書を発送し、またはA Bがライセンス申請者に対しA B決定書を発送する。当該決定書は、F I B決定書は9月30日まで、A B決定書は10月31日までに発送する。
- (2) F I B決定書またはA B決定書に付帯して是正指導が行われた場合、当該指導を受領したライセンス申請者は、C L Aが別途定める期日までに、是正指導に対する回答を文書にてC L Aに送付する。
- (3) F I BまたはA Bの決定により、J ライセンスの交付が受けられることとなったライセンス申請者の取扱いは、J リーグ理事会がこれを決定する。
- (4) F I BまたはA Bの決定により、制裁を受けることとなったライセンス申請者は、決定内容に従い処分を受ける。

#### フロー14

C L Aは、J ライセンス交付が決定したクラブをJ リーグ理事会に報告のうえ、J F Aを通じて原則として10月31日までにA F Cに通知する。

## Jリーグ クラブライセンス 交付後の違反事例に対する審査フロー



## フロー 1 5

ライセンサーが、交付規則第 23 条第 3 項各号のいずれかに該当する事態となっていることが明らかになった場合、C L A は当該事態を調査のうえ、F I B に決定を求めることができる。

## フロー 1 6

- (1) C L A はライセンサーに対し、当該事態の詳細につきヒアリング調査に代えて、ライセンサーに事由書の提出を求めることができる。
- (2) C L A は前項にいうライセンサーへのヒアリング調査を、ライセンス評価チームに委任することができる。

## フロー 1 7

フロー 16 の調査の後、C L A が当該ライセンサーに対する調査を続行するか否かにつき、原則として以下のとおり決定する。

- ① 調査の結果、当該ライセンサーがライセンス基準に抵触せず、J ライセンスの保有に影響がないと判断される場合には、ライセンサーにその旨を文書にて通知する（フロー 17-A）。
- ② 調査の結果、当該ライセンサーがライセンス基準に抵触するかそのおそれがあり、J ライセンスの保有継続に影響を及ぼすと判断される場合には、ライセンサーにその旨を文書にて通知のうえ、F I B に決定を求めるための調査を続行する（フロー 17-B に進む）。

## フロー 17-B

- (1) C L A はライセンサーに対してヒアリング調査を行い、当該ライセンサーに対する J ライセンス交付継続の影響について調査する。なお、C L A は当該ヒアリング調査をライセンス評価チームに委任することができる。L M は当該ライセンサーに対し、C L A またはライセンス評価チームが調査を実施する旨を通知しなければならず、当該ライセンサーはヒアリング調査を拒絶してはならない。
- (2) C L A またはライセンス評価チームは、前項にいうヒアリング調査を、フロー 15 にいう事態が明らかになった日から起算して 1 か月以内に完了させる。
- (3) ヒアリング調査は C L A およびライセンス評価チーム構成員のなかから L M が指名したものが行う。
- (4) C L A またはライセンス評価チームによるヒアリング調査は、交付規則および本運用細則に基づき、責任を持って行われなければならない。

## フロー 1 8

- (1) フロー 16 およびフロー 17-B による調査を経て、ライセンス評価チームおよび C L A が共同でライセンサーの調査報告書を作成する。当該報告書の責任者は C L A とし、ライセンス評価チームは調査報告書の起案に関わるなど、全面的に協力する。
- (2) 前項にいう調査報告書は、フロー 15 にいう該当事態が明らかになった日から起算して 1 か月以内に作成する。

(3) C L Aの調査報告書には以下の内容が含まれる。

- ① 当該ライセンサーがJライセンスを保有し続けることが適切か否か
- ② 当該ライセンサーに対して制裁を科すことが適切か否か、適切である場合にはその推奨する制裁の内容
- ③ 前2号の結論についての具体的かつ詳細な理由
- ④ ライセンス評価チームによる調査所見

(4) C L Aは、ライセンサーが調査報告書の交付を希望した場合には、ただちにその写しを送付する。ライセンサーは、調査報告書の内容をライセンサー以外の第三者には一切開示してはならない。

#### フロー19

(1) C L Aは、フロー18における調査報告書を、フロー15にいう事態が明らかになった日から1か月以内にF I Bに提出のうえ、F I Bにおける決定会議の日時を決定し、F I Bに文書にて通知する。

(2) F I Bにおける判定会議は、チアマンが招集する。

#### フロー20

(1) F I Bにおける決定会議を開催する。当該決定会議はフロー15にいう該当事態が明らかになった日から起算して2か月以内に完了するものとする。

(2) F I Bは決定会議において、以下の各項目について判定を行う。

- ① ライセンサーがJライセンスを保有し続けることの是非
- ② Jライセンスの保有は認めるが制裁を科す場合は、ライセンサーに対してその内容
- ③ Jライセンスの保有は認めるが正指導を通知する場合は、その指導内容

(3) 決定会議において判定の根拠として用いられる資料は以下の通りとする。

- ① ライセンサーが提出した事由書
- ② フロー18における調査報告書
- ③ Jライセンス交付手続きにおいて提出された一切の資料
- ④ 審問が開かれたときは、審問期日に顕れた一切の記録
- ⑤ その他、F I Bが判定に必要と判断した資料

(4) C L Aの職員は、F I Bの求めに応じ、決定会議に出席し、ライセンサーに対する所見を述べることができる。

#### フロー21

F I BがJライセンスの取消しまたは制裁を科すことを決定する場合は、F I Bは、当該ライセンサーに対して弁明の機会を付与するために審問を開くものとする。F I Bは、L Mおよびライセンサーに対して、審問期日の少なくとも1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。

## フロー 2 2

- (1) FIBによる決定会議の結果、FIBはライセンシーに対し、以下のいずれかの決定を出し、フロー15にいう事態が明らかになった日から2か月以内にクラブに文書（「FIB決定書」）にて通知する。
- ① Jライセンスの保有に問題はない、またはJライセンスの保有に問題はないが、付帯して是正指導を行う（フロー22-A）
  - ② Jライセンスの保有を認めるが、別途制裁を科す（フロー22-B）
  - ③ Jライセンスの交付を取り消す（フロー22-C）
- (2) FIB決定書を受領したライセンシーは、受領日から14日以内に以下のいずれかを選択する。
- ① FIBの決定を応諾する（フロー23-Aに進む）
  - ② ABに上訴する（フロー23-Bに進む）
- (3) Jライセンスの保有を認める旨のFIBの決定に不服がある場合は、LMは、FIB決定書を受領した日から14日以内にABに上訴することができる（フロー23-Bに進む）。

## フロー 2 3 - A

- (1) FIBの決定を応諾するライセンシーは、FIB決定書の受領日から14日以内にその旨を文書にてCLAに通知する。LMが上訴していない限り、当該文書がCLAに送達された時点で、FIBの決定が確定する。
- (2) 前項の文書をCLAに送付したライセンシーは、当該文書を撤回することができない。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、ライセンシーまたはLMがFIB決定書の受領日より14日以内に上訴の申立てを行わなかった場合は、LMが上訴していない限り、FIBの決定が確定する。

## フロー 2 3 - B - 1

- (1) 上訴を決定したライセンシーまたはLMは、「上訴申立書」およびそれと同時に提出する証拠書類を、FIB決定書の受領日から14日以内にまでにCLAに提出する。上訴人がライセンシーの場合は、上訴申立日から2週間以内に上訴手数料10万円をJリーグに支払う。
- (2) CLAは、前項にいう上訴申立書を、受領後ただちにABに提出のうえ、ABにおけるJライセンス上訴審の審問期日を決定し、上訴人に文書にて通知する。
- (3) ABは、審問期日において、上訴人に対して、上訴の理由について説明する機会を与えるものとする。
- (4) CLAの職員は、審問に出席し、ABの求めに応じて上訴人に対する所見を述べることができる。

## フロー 2 3 - B - 2

上訴申立書の提出を受けて、CLAはABが審査するための上訴審査書を作成し、上訴申立て日から7日以内にLM（ライセンシーが上訴した場合）またはライセンシー（LMが上訴した場合）およびABにFIB決定書、上訴申立書および上訴申立時に提出された追加証拠とともに送

付する。

#### フロー 2 3 - B - 3

C L Aは、A Bにおける審問期日を指定し、上訴人に対して通知する。審問期日は上訴申立書の提出日から3週間以内に開催されるものとし、審問期日においては、A Bは、上訴人に対して上訴理由について説明する機会を与えるものとする。

#### フロー 2 3 - B - 4

- (1) A Bによる決定会議を開催する。開催日は上訴申立て日から1か月以内に設定されるものとする。
- (2) A Bにおいて決定の根拠として用いられる資料は以下の通りとする。
  - ① F I B決定書
  - ② 上訴申立時までに上訴人からF I BまたはA Bに提出されたライセンス申請書類（上訴申立書およびそれと同時に提出された証拠書類を含む）
  - ③ F I BおよびA Bの審問期日において顕れた一切の記録
  - ④ その他、F I Bでの判定に用いられた資料

#### フロー 2 3 - B - 5

A Bは、決定会議において、以下のいずれかの決定を行い、決定日から1週間以内に上訴人に文書（「A B決定書」）で通知する。

- ① F I Bの決定を支持する
- ② F I Bの決定を破棄し、新たな決定を出す

#### フロー 2 4

- (1) F I Bがライセンサーに対しF I B決定書を発送し、またはA Bがライセンス申請者に対しA B決定書を発送する。当該決定書は、決定が行われた日から1週間以内に発送する。
- (2) F I BまたはA Bより是正指導が行われた場合、当該指導を受領したライセンサーは、C L Aが別途定める期日までに、是正指導に対する回答を文書にてC L Aに送付する。
- (3) F I BまたはA Bの決定により、J ライセンスの交付が取り消されることになったライセンサーの取扱いは、J リーグ理事会がこれを決定する。
- (4) F I BまたはA Bの決定により、制裁を受けることになったライセンス申請者は、決定内容に従い処分を受ける。

## 4. FIBの審査手続

### 4-1 [FIBパネルの組成]

- (1) チェアマンは、各ライセンス申請者の審査を担当するFIBパネルの議長および構成員を選任するものとする。FIBパネルは1名の議長および2名以上の構成員から構成されるものとし、うち少なくとも1名は日本弁護士連合会に登録された弁護士、少なくとも1名は日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとする。
- (2) チェアマンは、前項に基づき審査を担当するFIBパネルの議長および構成員を選任したときは、LMおよび当該審査に服するライセンス申請者に書面で通知するものとする。

### 4-2 [FIB構成員の構成・独立]

- (1) FIB構成員は、公正かつ独立でなければならない。
- (2) FIBパネルに選任された者は、審査を担当するライセンス申請者またはライセンサーとの関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第14条に定める事実を含む）がある場合には、速やかにライセンサーに書面により通知するものとする。
- (3) FIB構成員は、審査手続の進行中、審査を担当するライセンス申請者またはライセンサーとの関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第14条に定める事実を含む）が発生した場合には、速やかにライセンサーおよびライセンス申請者に書面により通知するものとする。

### 4-3 [FIB構成員の忌避]

- (1) ライセンス申請者、ライセンサーまたはLMは、FIB構成員の公正性または独立性を疑うに足りる相当な理由があるときは、そのFIB構成員を忌避することができる。
- (2) ライセンス申請者、ライセンサーまたはLMは、FIB構成員の選任通知を受領した日または前項に定める事由のあることを知った日から2週間を経過する日までに、忌避の理由を記載した申立書をライセンサーに提出するものとする。
- (3) 前項の申立てがあった場合は、ライセンサーは、遅滞なく、当該申立書の写しをFIBおよび相手方当事者に送付し、これらの者の意見を聴いたうえで、忌避の当否について決定するものとする。
- (4) ライセンサーが忌避の申立てについて相当と決定した場合、ライセンサーは直ちに、新たなFIB構成員を選任する。

### 4-4 [FIB構成員の補充]

FIB構成員が辞任、死亡その他の理由により審査を継続できないときは、ライセンサーは、遅滞なく新たなFIB構成員を選任する。

#### 4－5 [審問]

- (1) FIBが、Jライセンスの交付の拒絶またはJライセンスの取消あるいは制裁を科すことを決定する場合は、FIBは、当該ライセンス申請者またはライセンサーに対して弁明の機会を付与するために審問を開くものとする。
- (2) FIBは、LMおよびライセンス申請者またはライセンサーに対して、審問期日の少なくとも1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。
- (3) 審問には、当該ライセンス申請者またはライセンサーのほか、LMおよびCLAが立ち会うものとする。ただし、いずれかの当事者が欠席した場合であっても審問は開かれるものとする。
- (4) 審問は、FIBの議長の指揮の下に行う。FIBは、充足しないおそれがあるとFIBが考えるライセンス基準について、ライセンス申請者またはライセンサーに対して、主張および立証の機会を付与するものとする。
- (5) ライセンス申請者およびライセンサーは、審問期日においては、日本弁護士連合会に登録された弁護士によって代表され得る。かかる場合、ライセンス申請者およびライセンサーは、当該弁護士への委任を証する委任状をFIBに提出する。

#### 4－6 [責問権の放棄]

ライセンス申請者、ライセンサーまたはLMが、FIBの審査手続に関する違背を知りまたは知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。

## 5. ABの審査手続

#### 5－1 [上訴の申立て]

- (1) ライセンス申請者、ライセンサーまたはLMが、FIBの決定を不服として上訴するときは、所定の期限までに以下の各事項を記載した上訴申立書および追加証拠をABに提出するものとする。
  - ① 上訴人の名称および住所
  - ② 代理人を定める場合、その氏名および住所
  - ③ 上訴の趣旨
  - ④ 上訴の理由および証明方法
- (2) ライセンス申請者、ライセンサーまたはLMが代理人によって上訴申立てを行う場合は、代理人は、上訴申立書および追加証拠とともに委任状をABに提出するものとする。
- (3) ライセンス申請者またはライセンサーが本条に基づき上訴の申立てを行ったときは、上訴手数料として金10万円を、申立ての日から2週間以内にライセンサーが別途指定する銀行口座に送金しなければならない。送金手数料はライセンス申請者またはライセンサーの負担とする。

## 5－2 [提出部数]

上訴申立書および追加証拠の提出部数は4部とする。

## 5－3 [上訴申立ての取下げ]

- (1) 上訴の申立てはいつでも取り下げができる。
- (2) 上訴を取り下げた時点でF I Bの決定が確定するものとする。

## 5－4 [A Bパネルの組成]

チェアマンは、上訴がなされたときは、直ちに当該上訴の審査を担当するA Bパネルの議長及び構成員を選任するものとする。A Bパネルは1名の議長及び2名以上の構成員から構成されるものとし、うち少なくとも1名は日本弁護士連合会に登録された弁護士、少なくとも1名は日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとする。

## 5－5 [A B構成員の構成・独立]

- (1) A B構成員は、公正かつ独立でなければならない。
- (2) A Bパネルに選任された者は、審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーとの関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第16条に定める事実を含む）がある場合には、速やかにライセンサーに書面により通知するものとする。
- (3) A B構成員は、審査手続の進行中、審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーとの関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第16条に定める事実を含む）が発生した場合には、速やかにライセンサーおよびライセンス申請者に書面により通知するものとする。

## 5－6 [A B構成員の忌避]

- (1) ライセンス申請者、ライセンシーまたはLMは、A B構成員の公正性または独立性を疑うに足りる相当な理由があるときは、そのA B構成員を忌避することができる。
- (2) ライセンス申請者、ライセンシーまたはLMは、A B構成員の選任通知を受領した日または前項に定める事由のあることを知った日から5日間を経過する日までに、忌避の理由を記載した申立書をライセンサーに提出するものとする。
- (3) 前項の申立てがあった場合は、ライセンサーは、遅滞なく、当該申立書の写しをA Bおよび相手方当事者に送付し、これらの者の意見を聴いたうえで、忌避の当否について決定するものとする。

## 5－7 [A B構成員の補充]

A B構成員が辞任、死亡その他の理由により審査を継続できないときは、ライセンサーは、遅滞なく新たなA B構成員を選任する。

## 5－8 [審問]

- (1) A Bは、LMおよびライセンス申請者またはライセンサーに対して、審問期日の少なくとも1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。
- (2) 審問には、当該ライセンス申請者またはライセンサーのほか、LMおよびCLAが立ち会うものとする。ただし、いずれかの当事者が欠席した場合であっても審問は開かれるものとする。
- (3) 審問は、ABの議長の指揮の下に行う。ABは、上訴理由に関して、上訴人に対して、主張および立証の機会を付与するものとする。
- (4) ライセンス申請者およびライセンサーは、審問期日においては、日本弁護士連合会に登録された弁護士によって代表され得る。かかる場合、ライセンス申請者およびライセンサーは、当該弁護士への委任を証する委任状をABに提出する。

## 5－9 [責問権の放棄]

ライセンス申請者、ライセンサーまたはLMが、ABの審査手続に関する違背を知りまたは知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。

# 6. 雜則

## 6－1 [守秘義務]

Jリーグ、CLA、ライセンス評価チーム、FIB、ABの関係者は、Jライセンス申請手続きの過程でライセンス申請者から提出された資料を、ライセンス申請者からの同意なくしていっさい第三者に開示してはならない。ただし、JFAに開示する場合および交付規則第7条に定める AFCによる抜き打ち検査により、AFCから資料類の開示を求められた場合は、この限りではない。

## 6－2 [本運用細則に定めのない事項]

- (1) 本運用細則に規定されていない事項については、Jリーグ理事会がこれを決定する。
- (2) AFCクラブ競技会への出場に関連する事項に関しては、前項にかかわらず、交付規則または本運用細則に規定されていない事項について AFCが決定を下すことがある。この場合、Jリーグの決定に AFCの決定が優先する。
- (3) AFCが交付規則および AFC規則に関連する事項につき、別途指示書や通達等の手段でJリーグに対して指示を行った場合には、Jリーグは指示の内容に合わせて必要な措置を講じる。

## 6－3 [交付規則との優劣]

- (1) 交付規則の定めと本運用細則の定めが矛盾または抵触する場合は、交付規則の定めが優先する。

- (2) 前項の規定にかかわらず、交付規則第7条に定めるJライセンス審査上の基準と等級を充  
足しているか否かの判定については、本運用細則2.に定めるところに従う。

6-4 [改正]

本運用細則の改正は、実行委員会および理事会の承認により、これを行う。

6-5 [附則]

本運用細則は2012(平成24)年2月21日から施行する。

## ホームスタジアムに関する確認書

(以下「施設所有者」という)と (以下「ライセンス申請者」という)は、(以下「当スタジアム」という)におけるJリーグ公式戦およびAFCクラブ競技会(AFCチャンピオンズリーグ、AFCカップ、AFCプレジデンツカップの総称をいう)の開催につき、以下のとおりであることを確認いたします。

## 記

- 当スタジアムは、ライセンス申請者のホームタウンにあり、日本の国内法令に基づく安全基準を満たしています。
- 当スタジアムは、Jリーグ規約第29条、第30条第1項、第31条、第32条および第35条第1項の規定に基づくJリーグ公式試合実施のための施設的要件を満たしています。
- 当スタジアムは、ライセンス申請者のホームスタジアムとして、Jリーグ規約第40条第2項の規定である、J1リーグまたはJ2リーグ公式戦のホームゲームの80%以上の実施が可能です。
- 当スタジアムでは、AFCクラブ競技会のホームゲームを実施することが可能です。

以上

年 月 日

施設所有者

印

ライセンス申請者

印

## 【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	C L A 統括	現地ヒアリング	L M
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

## ホームスタジアム検査表

### 【書式 I -01-2】

スタジアム名			
所有者		管理会社	

### 回答の際の注意事項

… 数字または質問に対する回答を記述してください

… セルをクリックし、選択肢の中から回答をご選択下さい。

設備		チケット欄						備考	
I・スタジアム規模	1.入場可能数※	観客席	0席	VIP席	0席	裏舞台	0席	合計	0席
		顧客席	メイン	0席	バック	0席	ゴール席(A)	0席	0席
		ペナント席	メイン	0席	バック	0席	ゴール席(B)	0席	0席
		立ち見席	メイン	0席	バック	0席	ゴール席(C)	0席	0席
		寄席記載の有無	30cm以上の背の高さがある席数						0席
	2.座席	車椅子席	車椅子席	0席	車椅子席	0席	車椅子席	0席	車椅子席
		車椅子席	メイン	0席	車椅子席	0席	車椅子席	0席	車椅子席
		その他	(その他の場所があれば直接記入してください)						その他車椅子席
		VIP席	メイン	0席	席幅	0席	席幅	0席	0席
		床板	床板						床板
II・競技用設備	マッチコミッショナー席(含・アセッサー)	マッチコミッショナー席(含・アセッサー)						写真データ添付のこと	
	TVモニター	TVモニター						写真データ添付のこと	
	取扱	取扱						写真データ添付のこと	
	記者席	記者席						写真データ添付のこと	
	3.屋根	屋根で覆われている観客席数	0席	屋根で覆われている観客席数 内底	0席	屋根で覆われている観客席数 内底	0席	写真データ添付のこと	
	4.照明	各の品種						各の品種名を直接記入してください	
	1.ビッツ	寸法	寸法						寸法
		平坦	平坦						平坦
		天然芝	天然芝						天然芝
		水はけ	水はけ						水はけ
III・諸室・スペース	予備エリア	フルードライバー(ビンゴアリ・芝生手植エア)	Om×Om						Om×Om
	2.ゴール	世界記録	世界記録						世界記録
		世界記録	世界記録						世界記録
	3.ゴールネット	ゴール登録料	ゴール登録料						ゴール登録料
		色	色						色
	4.ベンチ	設置状況	設置状況						設置状況
	チームベンチ	椅子	椅子						椅子
	ベンチ	椅子	椅子						椅子
	第4の審判員ベンチ	椅子	椅子						椅子
	5.場内放送システム	観客席	観客席						観客席
III・諸室・スペース	6.スコアボード(大型映像装置)	大型映像装置	0基	大型映像装置	0基	大型映像装置	0基	大型映像装置の有無	
		大型映像装置の設置場所	大型映像装置の設置場所						大型映像装置の設置場所
		スコアボード	スコアボード						スコアボード
	7.時計(45分計)	時計の仕様	時計の仕様						時計の仕様
		45分→90分の表示	45分→90分の表示						45分→90分の表示
	8.メンバ-掲示板	仕様	仕様						仕様
	9.掲示ポールまたはナバント	ポール	0本	設置場所	自由記述	1本	0本	設置場所	自由記述
	III. 各種室・スペースにおける共通項目		部屋A						部屋A
		部屋B	0人分	部屋B	0人分	部屋B	0人分	部屋B	0人分
		部屋C	0人分	部屋C	0人分	部屋C	0人分	部屋C	0人分
		部屋D	0人分	部屋D	0人分	部屋D	0人分	部屋D	0人分
	(1)チーム更衣室	ロッカーナ	0人分	ロッカーナ	0人分	ロッカーナ	0人分	ロッカーナ	0人分
		広さ	0坪	広さ	0坪	広さ	0坪	広さ	0坪
		シャワーナ	0基	シャワーナ	0基	シャワーナ	0基	シャワーナ	0基
		洗面台	0基	洗面台	0基	洗面台	0基	洗面台	0基
		トイレ		トイレ		トイレ		トイレ	
		洗面台数	0基	洗面台数	0基	洗面台数	0基	洗面台数	0基
		シャワーナ		シャワーナ		シャワーナ		シャワーナ	
		ドレッサー		ドレッサー		ドレッサー		ドレッサー	
		テーブル	0台	テーブル	0台	テーブル	0台	テーブル	0台
		椅子		椅子		椅子		椅子	
	(2)審判更衣室	電源	0口	電源	0口	電源	0口	電源	0口
		エアコン		エアコン		エアコン		エアコン	
		換気用窓		換気用窓		換気用窓		換気用窓	
		電話		電話		電話		電話	
		TVモニター		TVモニター		TVモニター		TVモニター	
		昇降機		昇降機		昇降機		昇降機	
		ドア		ドア		ドア		ドア	
		ドア		ドア		ドア		ドア	
		ドア		ドア		ドア		ドア	
		ドア		ドア		ドア		ドア	

設備		チック欄						備考
1・競 技 場	(2)審判更衣室	エアコン						写真データ添付のこと
		非常用電源						
		電話						
		TVモニター						
		時計						
	(3)室内 アーム アッパリア 用具	チーム用	0番用	広さ①	0=	広さ②	0=	写真データ添付のこと
		審判用		幅○×横○cm		幅○×横○cm		
		備置場	どこで実施しているか場所を記入してください		広さ	0=	幅○×横○cm	
		0人用	広さ	0=	幅○×横○cm			
		電話	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
2・運 営 場	(1)運営本部室	マッチ・コードネイション シミーテーティング室	テーブル	椅子	エアコン	非常用電源		写真データ添付のこと
		電話	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		待合室の 収容人員数	0人用	広さ	0=	幅○×横○cm		
		電源	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		テレビ	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
	(2)記録室	ドビングコントロ ール室	電話	椅子	電源	エアコン		写真データ添付のこと
		テレビ	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		電話	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		TVモニター	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		専用している職室名	(実施している場合のみ職室名を記入してください)					
3・運 営 場	(3)場内放送室	広さ	0=					写真データ添付のこと
		テレビ	0番用	広さ	0=	FAX	0番用	
		監視カラマ台数	0番用	広さ	0=	監視カラマの画面の可否	0番用	
		監視カラマ/監視台数	0番用	広さ	0=	監視カラマの画面の可否	0番用	
		テレビ	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
	(4)大型特像操作室	音声可能数	0人用	テーブル	椅子	電源	エアコン	写真データ添付のこと
		音声可能数	0人用	テーブル	椅子	電源	エアコン	
		音声可能数	0人用	テレビ	椅子	電源	エアコン	
		音声可能数	0人用	テレビ	椅子	電源	エアコン	
		専用している職室名	(実施している場合のみ職室名を記入してください)					
4・運 営 場	(5)警備・消防令堂兼監視室	部屋の有無	場所	各部屋	音声可能数	0人用	広さ	写真データ添付のこと
		部屋の有無	テーブル	椅子	電源	エアコン	非常用電源	
		音声可能数	0人用	テレビ	椅子	電源	エアコン	
		音声可能数	0人用	テレビ	椅子	電源	エアコン	
		専用している職室名	(実施している場合のみ職室名を記入してください)					
	(6)医務室	専用部屋の有無	広さ	0=	各部屋	音声可能数	0人用	写真データ添付のこと
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
5・運 営 場	(7)その他	専用部屋の有無	0番用	椅子	0=	各部屋	0=	写真データ添付のこと
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
	(8)VIP受付	専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		写真データ添付のこと
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
6・運 営 場	(9)記者室	取扱人数	0人用	広さ	0=			写真データ添付のこと
		取扱人数	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		取扱人数	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		取扱人数	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		取扱人数	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
	(10)記者会見室	専用部屋の有無	0人用	広さ	0=	記者会見室	0=	写真データ添付のこと
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
7・運 営 場	(11)ミックスゾーン	広さ	0=					写真データ添付のこと
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
		専用部屋の有無	椅子	電源	エアコン	非常用電源		
	(12)フランジ・イン ド・ボンジイ・ヨン	設置の可否						写真データ添付のこと
		設置の可否						
		設置の可否						
		設置の可否						
		設置の可否						

Table 1. Summary of the main characteristics of the four groups of patients.



## トレーニング施設調査表

【書式I-09-1】

クラブ名			
トレーニング施設名			

| 備考 |

… 数字または質問に対する回答を記述してください  
… セルをクリックし、回答をご選択下さい  
… 補足情報がある場合記入

## 1. 練習グラウンド

内容		チェック欄						備考	
I 概要	1.立地状況	①ホームタウン内 / ②ホームタウン外							
	2.クラブハウス併設状況	①クラブハウスあり / ②クラブハウスなし							
	3.所有者	土地			施設				
	4.施設管理者	管理会社名							
	5.主な施設利用者	カテゴリー	(トップチームのみ/アカデミーのみ/トップアカデミー/女子チーム/一般市民利用) など						
	6.芝生の養生期間	時期							
	7.施設利用状況	養生期間中の代替利用先	あり / なし	代替利用地	練習場敷地内 / 敷地外				
		優先の場合の利用方法	専用 / 優先 / 一般利用						
	8.使用料	年間	円		時間	(時間貸しの場合)			円
	9.利用頻度	トップチーム	ユース	Jrユース	女子チーム	その他 ( )	その他 ( )		
	週 回	週 回	週 回	週 回	週 回	週 回		週 回	
	一日 時間	一日 時間	一日 時間	一日 時間	一日 時間	一日 時間		一日 時間	
10.施設の主な使用目的									
II グラウンド 設備	1.ピッチ	ピッチA[名称 ]	ピッチB[名称 ]	ピッチC[名称 ]	ピッチD[名称 ]	ピッチE[名称 ]	ピッチF[名称 ]	ピッチに名称がある場合は記入	
	(1) ピッチの用途	サッカー/フットサル/その他	サッカー/フットサル/その他	サッカー/フットサル/その他	サッカー/フットサル/その他	サッカー/フットサル/その他	サッカー/フットサル/その他		
		その他の場合は競技名を記載	その他の場合は競技名を記載	その他の場合は競技名を記載	その他の場合は競技名を記載	その他の場合は競技名を記載	その他の場合は競技名を記載	その他の場合は競技名を記載	
	(2) ピッチサイズ	m x m	m x m	m x m	m x m	m x m	m x m		
	(3) 種類	天然芝/人工芝/グレー	天然芝/人工芝/グレー	天然芝/人工芝/グレー	天然芝/人工芝/グレー	天然芝/人工芝/グレー	天然芝/人工芝/グレー		
	(4) 天然芝の芝生の種類								
	(5) 直近の天然芝張替敷設時期								
	(6) 散水設備	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし		
	(7) 人工芝の場合	JFA公認/その他	JFA公認/その他	JFA公認/その他	JFA公認/その他	JFA公認/その他	JFA公認/その他		
	(8) 人工芝のメーカー								
	(9) 直近の人工芝張替敷設時期								
	(10) 屋根付きチームベンチ	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし		
	(11) 照明	あり / なし 0灯	あり / なし 0灯	あり / なし 0灯	あり / なし 0灯	あり / なし 0灯	あり / なし 0灯		
	(12) 雷保護設備	あり / なし 0本	あり / なし 0本	あり / なし 0本	あり / なし 0本	あり / なし 0本	あり / なし 0本	避雷針の本数も記入	
	(13) フェンスの有無								
	2.ゴールの形状	埋め込み式/移動式	埋め込み式/移動式	埋め込み式/移動式	埋め込み式/移動式	埋め込み式/移動式	埋め込み式/移動式		
	3.ゴール保有数	一般 ( ) 対	一般 ( ) 対	一般 ( ) 対	一般 ( ) 対	一般 ( ) 対	一般 ( ) 対		
		ジュニア ( ) 対	ジュニア ( ) 対	ジュニア ( ) 対	ジュニア ( ) 対	ジュニア ( ) 対	ジュニア ( ) 対		
4.その他グラウンド設備(砂場等)									
5.クラブ専用倉庫							あり / なし		
6.時計(45分計)	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし			
7.AED	あり / なし		0台	場所	例) クラブハウス内/ピッチ監倉庫				
8.観戦用スタンド	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし			
9.観戦用スタンド席数	0席	0席	0席	0席	0席	0席	0席		
(1) (うち) 屋根付き席数	0席	0席	0席	0席	0席	0席	0席		
(2) (うち) 報道関係者用スタンド席	0席	0席	0席	0席	0席	0席	0席		
(3) 観客スタンドの椅子の種類	個別/長椅子/立ち見 (椅子なし)	個別/長椅子/立ち見 (椅子なし)	個別/長椅子/立ち見 (椅子なし)	個別/長椅子/立ち見 (椅子なし)	個別/長椅子/立ち見 (椅子なし)	個別/長椅子/立ち見 (椅子なし)			
III 更衣室	1.利用者	トップチーム	ユース	Jrユース	女子チーム	ビジター用	審判用	クラブハウス併設のグラウンドの場合は記入不要	
	2.ロッカーカウント	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分		
	3.シャワーカウント	0基	0基	0基	0基	0基	0基		
	4.シャワーの温度	温水対応/冷水のみ	温水対応/冷水のみ	温水対応/冷水のみ	温水対応/冷水のみ	温水対応/冷水のみ	温水対応/冷水のみ		
	5.洗面台数	0台	0台	0台	0台	0台	0台		
	6.トイレ	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし		

## 2. クラブハウス

内容		チェック欄						備考						
I 室内 トレーニング 設備	1.室内もしくは屋根付き 練習場(ピッチ)	施設①寸法	m × m		ピッチ	人工芝 / 床板 / ターフ / クレー / その他								
		施設②寸法	m × m		ピッチ	人工芝 / 床板 / ターフ / クレー / その他								
II 更衣室	2.トレーニングルーム	あり / なし	0部屋	利用者①	トップ/ユース/トップ-ユース兼用									
	3.トレーニング器具 (主な器材を記載)	例) ランニングマシン: 5台 ベンチプレス: 3台 エアロバイク: 3台 など		利用者②	トップ/ユース/トップ-ユース兼用									
III メディカル ケアスペース	4.ブール等	あり / なし	広さ	m × m										
		シャワーデー	あり / なし	サウナ	あり / なし									
IV トップ用諸室	1.主な使用者	トップチーム	ユース	Jrユース	女子チーム	ビジター用	審判用							
	2.ロッカーカ	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分							
	3.シャワーカ	0基	0基	0基	0基	0基	0基							
	4.シャワーカの温度	温水対応/冷水のみ	温水対応/冷水のみ	温水対応/冷水のみ	温水対応/冷水のみ	温水対応/冷水のみ	温水対応/冷水のみ							
	5.バスタブの有無	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし							
	6.冷浴設備	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし							
	7.洗面台	0基	0基	0基	0基	0基	0基							
	8.トイレ	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし							
V 飲食設備	1.マッサージ室の有無	あり / なし												
	2.マッサージベッド数	0台												
	3.医務室	ベッド数	0台	担架	0台	冷蔵庫	あり / なし							
VI クラブ事務所	4.製氷機	あり / なし	AED	あり / なし	その他(X線等)	あり / なし								
	1.諸室名	監督室 コーチングスタジアム	ミーティングルーム	リラックスルーム	エキップメントルーム	ランドリー・乾燥室	店舗室							
	2.部屋の有無	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし							
VII メディア用 スペース	3.その他の諸室	使用用途												
	1.チーム用食堂	あり / なし	収容人数	0人										
VIII 一般開放 スペース	2.厨房設備	あり / なし												
	1.クラブ事務所併設	全部 / 一部 / なし												
IX 受付	↓一部併設の場合は以下に併設部署及び在席人数を記載してください。													
	2.併設部署	部署①	在席人数	0人	部署④	在席人数	0人							
		部署②	在席人数	0人	部署⑤	在席人数	0人							
		部署③	在席人数	0人	部署⑥	在席人数	0人							
X 駐車場等	1.諸室名	記者室	インタビュースペース	ラウンジ	ミックスゾーン	その他 ( )	その他 ( )							
	2.席数・部屋数	0席	0室	0席				諸室を兼用で使用している場合はその旨記入						
	3.無線LAN	あり / なし	あり / なし	あり / なし										
	4.インフォメーションボード	あり / なし												
	5.TVモニター	0台	0台	0台										
	6.ピッチの視認性	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし							
	7.練習グラウンドへ メディア専用動線	あり / なし												
	8.メディア専用トイレ	あり / なし												
	9.ミックスゾーンの屋根													
XI その他	1.一般用飲食施設	あり / なし	収容人数	0人	ピッチの視認性	あり/なし								
	2.ラウンジ	あり / なし	収容人数	0人	ピッチの視認性	あり/なし								
	3.トロフィー等展示スペース	あり / なし												
	4.自動販売機	あり / なし												
	5.一般用トイレ	あり / なし	トイレへのアクセス	例) ピッチから直接アクセス可能	クラブハウス内トイレを利用 など									
	6.練習グラウンドへの 一般客専用動線	あり / なし												
	7.グッズ売り場	あり / なし												

## 3. 選手寮

内容		チェック欄					備考	
I 選手寮	1.選手寮併設状況	トップチーム用	ユース用	その他 ( )	その他 ( )	その他 ( )		
	(1)寮の有無	あり / なし						
	(2)立地状況	練習場敷地内 / 敷地外						
	(3)入居可能人数	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分		
	(4)食事設備	あり / なし						
		寮の名称		住所				
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							

## トップチームの練習場に関する確認書

(以下「施設所有者」という)と (以下「ライセンス申請者」という)は、クラブが (以下「当練習場」という)をトップチームの練習場として使用するにあたり、以下のとおりであることを確認いたします。

## 記

- 施設所有者は、当練習場がライセンス申請者のトップチームの練習場として使用することを認めています。
- 施設所有者は、ライセンス申請者のトップチームの練習環境確保に協力し、クラブが希望する日時に当練習場を使用できるよう配慮しています。

以上

年 月 日

施設所有者

印

クラブ

印

## 【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	C L A 統括	現地ヒアリング	L M
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

## 人事・組織体制基準 会社概要表

年 月 日 現在

クラブ名					
社名			設立年月日		
代表者氏名			( ) 歳	決算日	
本社所在地	〒			土地 (私有or賃借)	
	TEL	FAX		建物 (私有or賃借)	
クラブハウス所在地	〒			土地 (私有or賃借)	
	TEL	FAX		建物 (私有or賃借)	
メイン練習場所在地	〒			土地 (私有or賃借)	
	TEL	FAX		建物 (私有or賃借)	
選手寮所在地	〒			土地 (私有or賃借)	
	TEL	FAX		建物 (私有or賃借)	
その他事務所住所	〒			土地 (私有or賃借)	
	TEL	FAX		建物 (私有or賃借)	
資本金等	(資本金)	円 (資本準備金)	円 (合計)	円	
ホームタウン					
ホームスタジアム	所有者			入場可能数 ( ) 人	
	指定管理者				
役員	合計	名	フロントスタッフ	合計	名
常勤役員	名		正社員・出向社員	名 (うち、出向名)	
非常勤役員	名		契約・派遣社員	名	
チームスタッフ(選手は除く)	合計	名	トップチームスタッフ	名	
ユース監督	名		ユースコーチ	名	
Jrユース監督	名		Jrユースコーチ	名	
ジュニア監督・コーチ	名		スクールコーチ	名	
取締役・監査役一覧			株主上位15社	発行済株式総数	株
① (役職)	(氏名)	(常勤・非常勤)	① (株主名)	(小数第一位まで %)	
②			②	%	
③			③	%	
④			④	%	
⑤			⑤	%	
⑥			⑥	%	
⑦			⑦	%	
⑧			⑧	%	
⑨			⑨	%	
⑩			⑩	%	
⑪			⑪	%	
⑫			⑫	%	
⑬			⑬	%	
⑭			⑭	%	
⑮			⑮	%	
上記以外の取締役・監査役がある場合は、下記空欄に記入する			上記以外の株主		先
会計監査人					上記以外に自治体からの出資があれば以下に記入

## 【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	C L A 統括	現地ヒアリング	L M
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

## 人事・組織体制基準 担当者一覧表

クラブ名 :				
ライセンス基準	クラブ役職	資格・ライセンス	氏名	前年から
P.02	代表取締役		(英語) (氏名)	
P.03	ファイナンス オフィサー		(英語) (氏名)	
P.04	オペレーション オフィサー		(英語) (氏名)	
P.05	セキュリティ オフィサー		(英語) (氏名)	
P.06	メディア オフィサー		(英語) (氏名)	
P.07	マーケティング 担当		(英語) (氏名)	
P.08	コンプライアンス・ オフィサー		(英語) (氏名)	
P.09	医師 (メディカルドクター)		(英語) (氏名)	
P.10	理学療法士		(英語) (氏名)	
P.11	トップチーム監督		(英語) (氏名)	
P.12	トップチームコーチ		(英語) (氏名)	
P.13	アカデミー ダイレクター	アカデミー申請書(書式S-01)で確認		
P.14	アカデミーチーム 監督	アカデミー申請書(書式S-01)で確認		
P.15	アカデミーチーム コーチ	アカデミー申請書(書式S-01)で確認		
P.16	警備員 (警備会社)		(英語) (氏名)	

## 【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	C L A 統括	現地ヒアリング	L M
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

年 月 日

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

**通 知 書**

(Jリーグクラブライセンス交付規則 P.18 に関して)

当クラブがJリーグに対し2016シーズンについてのライセンス交付申請を提出した後、ライセンス申請書類に記載した内容に変更が生じましたので、その内容を本通知書別紙(書式P-18別紙)記載のとおり通知いたします。

以上

## 【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	C L A統括	現地ヒアリング	L M
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

(別紙)

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

1. 変更の発生日

年 月 日

2. 変更内容（具体的に記入し、資料もあわせて提出すること）

以上

年 月 日

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

**人員の交代に関する通知書**

(Jリーグクラブライセンス交付規則 P.19 に関して)

当クラブがJリーグに対し2016シーズンについてのライセンス交付申請を提出した後、ライセンス申請書類に記載した内容に変更が生じましたので、その内容を下記のとおり通知いたします。

記

1. 交代の決定日		
年	月	日

2. 交代内容		
【交代前】		
担当業務	(番号) P.	(名称)
氏名		
氏名(よみがな)		
氏名(英語)		
【交代後】		
担当業務	(番号) P.	(名称)
氏名		
氏名(よみがな)		
氏名(英語)		
職務に相当する基準	満たしている · 満たしていない	

以上

【Jリーグ使用欄】				
提出日	担当者	C L A統括	現地ヒアリング	L M
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

【適正証発行申請】

年 月 日

公益社団法人日本プロサッカーリーグ御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

【 ] 担当適正証 発行申請

以下の者を【 】担当として任命し、Jリーグに登録するにあたり、【 】担当の適正証を発行いただきたく、対象者の経歴書を添えて申請いたします。

記

適正証発行を申請する役職	P. ● ●	
当該役職に必要な資格・経験		
(ふりがな) 対象者氏名		
クラブでの役職		
主な職務経歴 ※上記資格・経験に対応する範囲のみで可		

以上

【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	C L A統括	現地ヒアリング	L M
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

## 【 オフィサー適正証 】

年 月 日

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

様

公益社団法人日本プロサッカーリーグ  
クラブライセンスマネージャー

【 オフィサー 適正証】

貴クラブより提出された【 】適正証発行申請に基づき、Jリーグクラブライセンス事務局にて審査した結果、下記の方を【 】オフィサーとしての資格を満たすものと認めます。

記

適正証の対象となる役職	P. ● ●	
クラブ名		
(英語) 対象者氏名		
適正証発効日		年 月 日より

以上

## 【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	C L A統括	現地ヒアリング	L M
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

年 月 日

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

## 宣 言 書

当クラブは、**2016** シーズンのライセンス申請（以下「本ライセンス申請」という）に関連して、以下のとおり宣言いたします。

### 1. はじめに

- (1) 当クラブは公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という）の理念およびビジョン、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）の理念、活動方針に賛同し、それらに従って活動する。
- (2) 当クラブは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、これらの勢力に対して毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わない。
- (3) 当クラブは人権を尊重し、人種、民族、国籍、宗教、思想、性別、年齢、信条等による、いかなる差別も認めない。

### 2. L. 01 基準について

当クラブは、本宣言書をもって以下の各事項を確認し、約束しましたは了承する。

- (1) 国際サッカー連盟（以下「FIFA」という）、アジアサッカー連盟（以下「AFC」という）、JFAおよびJリーグの規約、規程、規則および決定が当クラブに対して法的拘束力を有し、当クラブはこれらを遵守しなければならないこと。
- (2) 当クラブが関係する国際的な次元の紛争、とりわけFIFAおよび／またはAFCが関与している紛争については、Court of Arbitration for Sports（以下「CAS」という）が専属的管轄を有すること。
- (3) FIFA、AFC及びJリーグ規約に基づき、普通裁判所への提訴はできること。
- (4) 国内レベルにおいてはJFAまたはJリーグに公認されている競技会で競技すること。
- (5) 大陸レベルにおいては、親善試合を除き、AFCに公認されている競技会に出場すること。

- (6) 「Jリーグクラブライセンス交付規則」の条項および条件を遵守すること。
- (7) 「本ライセンス申請」に関連してJリーグに提出済みのすべての文書は完全かつ正確であること。
- (8) Jリーグ、第一審機関及び上訴機関に対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、上訴手続の際には、日本の適用法令に従って関連する公的機関または民間団体から情報を求める権限を与えること。
- (9) AFCが評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおけるスポットチェック（抜き打ち検査）を実施する権利を留保していること。
- (10) AFCが国内レベルにおけるスポットチェック手続を行わない場合、FIFAが評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおけるスポットチェック（抜き打ち検査）を実施する権利を留保していること。
- (11) 本宣言書を含むライセンス申請書類の提出後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的事象について、「Jリーグクラブライセンス交付規則」で定められた期限までにライセンサーに通知すること。

### 3. L. 02 基準について

- (1) 本基準に基づいて提出する当クラブの定款は、当クラブの最新の定款の真正、正確かつ完全な写しであって、当該定款は本宣言書日現在完全な効力を有する。
- (2) 本基準に基づいて提出する履歴事項全部証明書は、当クラブの〔 〕年〔 〕月〔 〕日付履歴事項全部証明書であって、本宣言書日現在の当クラブの状況を正確に反映している。
- (3) 本基準に基づいて提出する印鑑登録証明書は、当クラブの〔代表取締役 or 理事長〕である〔 氏名 〕の〔 〕年〔 〕月〔 〕日付印鑑登録証明書であって、本宣言書日現在において、当該印鑑登録は何らの変更も取消もされておらず、有効に登録されている。

### 4. L. 03 基準について

- (1) 当クラブの〔株主 or 社員〕及びその〔持株数 or 出資口数〕・〔持株比率 or 出資割合〕並びに組織体制は別紙にて添付する株主一覧およびクラブ組織図記載のとおりである。
- (2) また、当クラブの経営、管理運営および／または競技活動にかかわるいかなる自然人も法人も、直接的または間接的に、以下のいずれにも該当していない。
  - (i) 同じ競技会に出場している他のクラブの証券、株式又は社員権を保有するかまたは取引すること。
  - (ii) 同じ競技会に出場している他のクラブの株主又は社員の議決権の過半数を有すること。
  - (iii) 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構

成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること。

- (iv) 同じ競技会に出場している他のクラブの株主又は社員であり、かつ、そのクラブのその他の株主又は社員と締結した契約に従って、当該クラブの株主又は社員議決権の過半数を単独で有していること。
- (v) 同じ競技会に出場している他のクラブの株主、社員又はメンバーであること。
- (vi) 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理および／または競技活動に何らかの地位において関与していること。
- (vii) 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理および／または競技活動について何らかの権原を有していること。

#### 5. F. 03 基準について

当クラブは、昨年 12 月 31 日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のフットボールクラブに対する期限経過未払金（FIFA 選手資格委員会、FIFA 紛争解決室および CAS 等による最終的で拘束力のある決定によるもの）を負っていない。ただし、本年 3 月 31 日までに完全に和解している場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当しない場合を除く。

#### 6. F. 04 基準について

当クラブは、昨年 12 月 31 日の時点で、現在および過去の従業員（適用される「選手の地位および移籍に関する FIFA 規則」に従ったすべてのプロ選手、ゼネラルマネージャー、ファイナンスオフィサー、セキュリティオフィサー、メディカルドクター、理学療法士、トップチームのヘッドコーチおよびアシスタントコーチ、ユース育成責任者ならびにユースコーチを含む）との間の契約上および法律上の義務に関して、当該従業員、社会保険当局及び税務当局に対して、期限経過未払金を負っていない。ただし、本年 3 月 31 日までに完全に和解している場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当しない場合を除く。

以上

---

#### 【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	C L A 統括	現地ヒアリング	L M
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

年 月 日

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

**通知書**

(Jリーグクラブライセンス交付規則 L.04 について)

Jリーグクラブライセンス交付規則における基準 L.04 につき、前年度以前に提出した当社の就業規則の内容から下記の点について変更しましたので、本書を添えて提出いたします。

以上

**変更内容**

(変更前と変更後について記入。具体的に記入し、資料もあわせて提出すること)

--	--	--	--	--

**【Jリーグ使用欄】**

提出日	担当者	C L A 統括	現地ヒアリング	L M
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

年 月 日

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

**表 明 書**

(Jリーグクラブライセンス交付規則 F.05 に関して)

当クラブは、2016 シーズンのライセンス申請に関連して、以下のとおり表明します。

記

当クラブの直近の監査済財務諸表の基準日である [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日以降に発生した、当クラブの財務状況に好影響もしくは悪影響を及ぼし得る経済的重要性のある事象または状況は、以下に記載のとおりである。

1. 当クラブの直近の監査済財務諸表の基準日
年 月 日
2. 当クラブの財務状況に好影響もしくは悪影響を及ぼし得る主要な経済的重要性のある事象または状況
[報告すべき事項が ある ・ なし ]

以上

## 【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	C L A 統括	現地ヒアリング	L M
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

年 月 日

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

**通 知 書**

(Jリーグクラブライセンス交付規則 F.07 に関して)

当クラブが Jリーグから 2016 シーズンについてのライセンスの交付を受けた後、ライセンス申請書類に記載した事項についての重大な変更または当クラブの財務状況に悪影響を及ぼし得る主要な経済的重要性のある事象又は状況が発生したことが判明したので、本通知書別紙（書式 F-07 別紙）記載のとおり通知いたします。

以上

## 【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	C L A 統括	現地ヒアリング	L M
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

(別紙)

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

## 1. 通知対象の種類（いずれかに○）

- ① ライセンス申請書類に記載した事項についての重大な変更
- ② 当クラブの財務状況に悪影響を及ぼし得る主要な経済的重要性のある事象または状況

## 2. 通知対象事項の発生日

年 月 日

## 3. 当該事項の内容（具体的に記入し、資料もあわせて提出すること）

以上